

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

9番、田淵議員の質問を許します。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） おはようございます。12月議会に当たり、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

1つ目、煙樹ヶ浜松林の林相の遷移について。

さて、この質問、9月の質問でもう少し議論しておくべきだったと思う部分について2つほど伺いますので、よろしくをお願いします。

確認として、9月議会の質問では、我が町は煙樹ヶ浜松林再生計画にのっとり保護育成を行う考えであり、保安林保護育成会の役員に機会を見て再度本計画の概要を説明し、改めて理解していただくとのこととあります。そのことについては何の異論もなく、応援もさせていただきます。

伺いたい1つ目は、まず雑木の繁茂についてであります。ご答弁では、広葉樹林化が相当進んだ林帯が多くなる、また、広葉樹の伐採の要望もいただいているが、広葉樹にも保安林機能を持っていること、伐採に係る労力やコスト、保安林規制などから現状のままにあることから、現状認識はされておられると判断させていただきます。

その上で、1つ目として、林相の遷移というものについてどのような見解を持つのかということをお伺いします。遷移という言葉は電子辞書で引くと、1つ、移り変わること、2、一定の土地の植物群落が時間の経過に伴って不可逆的に変わっていくという現象、草原であったものはやがて森林となる類い、最終的に安定する状態を極相という説明がございます。林相の遷移、いわゆる林相は不可逆的に移り変わり、極相に至るということとあります。

すみません、ちょっと文章が長くなりますので省略します。

今、吉原公園で防災対策治山事業を行っており、過日、議長杯のゲートボール大会の折に、休日で休んでいたのに中に入って見せてもらってきました。以前、繁田議員が、公園は茂り過ぎているのではないかと質問されました。そのとおりで、雑木が伐採された公園を見ると、昔の松林の思いがよみがえってきます。治山事業であるということは、あの状態を保安林、防潮林と判断しているということであるかと思えます。

それらのことを話させてもらって質問ですが、広葉樹にも保安林機能を持っているという9月議会のご答弁どおりだとすると、鬱蒼と茂った森が今後増加してくるということになります。それによしとするのか、それとも、松林はあくまでも人工林で、9月議会で伐採に係る労力やコストということも当然視野に入れなければなりません。整備され始

めた吉原公園の状態に持っていくべきと考えるのか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、植樹した松の間伐についてであります。

9月議会の質問で、植林した箇所は松の純林として守っていくべきではないかとお伺いしました。ご答弁として、煙樹ヶ浜松林一体の南端部分は希少価値とも言える松の純林である。今後、その保全に努めるとともに、植樹した林帯は長期的な視点での育成を図るとのご答弁をいただきました。また、1ha当たり1万本を植樹してきたが、段階的に1ha当たり3,000本、最終的にはそれ以上にしていければとのことであります。さらに、本年度も県林業試験場や日高振興局林務課との現地検分を行い、各所ごとに本数調査の適正を判断するとのことでありました。そのご答弁に異論があるわけではありません。議会だよりの写真にも掲載しましたが、箇所によっては植林したままで、既にな下枝が混み合っ枯れ始めている箇所があります。ボランティア活動だけでなく、事業として本格的に間伐をしなければいけない箇所があるのではと思うのだが、いかがでしょうか。

さらに、森下町長になって、下草を刈るようになって見通しがよくなったという話はさしてもらいました。完璧とは申しませんが、ある程度下草を刈るときに細い雑木を切っていれば、松の純林として管理できるのであります。

さらに、植樹した箇所のそばに既にある雑木は、植樹した木が大きくなるに従って伐採するとしてはいかがと思うのでありますが、お考えをお聞かせください。

さらに、もし県林業試験場や日高振興局林務課との現地検分が行われ、その結果が出ているのなら、機会ですのでその結果をお聞かせください。

以上、よろしくご答弁お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

田淵議員の1点目でございます。煙樹ヶ浜保安林についてのご質問の中で、まずは鬱蒼とした森が今後増加するのをよしとするのか、それとも整備され始めた吉原公園の状態に持っていきべきかにお答えいたします。

9月議会におきましてもご答弁のとおり、広葉樹林化が相当程度発達している林帯を松の純林に転換することに関しましては、広葉樹の皆伐に要するコストや残ったわずかな松への松くい虫被害、その結果として林帯自体が消滅してしまうかもしれないという危険性、さらには損なわれた防潮機能の再生には長い年月を要するといったことなどを考慮すると、賢明な選択ではないと考えてございます。

一方、吉原公園に隣接している林帯におきましては、治山事業によりましてクスノキなどの広葉樹の伐採が完了し、林内は以前に比べ相当明るくなり、景観もよくなったと実感してございます。

鬱蒼と茂った森が増加していくことをよしとするのか、整備された吉原公園付近の状態をよしとするのかのご質問でございますが、私が子どものころと比べますと林相は随分と変わったものでございます。これからは、松の純林として親しみ大切に部分と、広

葉樹林や混交林として容認する部分とを区別して管理していかなければならないと考えてございます。

自然の植生遷移の過程での松の位置づけに関しましては、9月議会でご答弁申し上げておりますので省略いたしますが、松を守るためにほかの樹木を排除するという人為的管理の意義は理解いたしますが、松は常に松くい虫被害のリスクを抱えており、保安林機能が将来へ継承できなくなるということも、あってはならないものでございます。現林帯の混成状況下では慎重に判断せざるを得ません。

続きまして、2点目、ボランティア活動だけではなく、事業として本格的に間伐をしなければならない箇所があると思うが、そして3つ目が、県林業試験場や日高振興局との現地検分が行われ、結果が出ているのなら結果をにつきまして、あわせてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ボランティア活動だけでなく、事業として間伐をしなければならない箇所があるということは認識してございます。

これまで、第1若もの広場の西側や本ノ脇三叉路東側の林帯などにおきまして、2月の松の日に、また、新浜さざなみ荘の西側の林帯おきましては松原小学校4年生の授業の一環といたしまして、それぞれ枯れ上がった下枝の処理や間伐を行っていただきました。

これら平成15年から平成18年にかけて植樹された林帯については、松の成長とともに、町が適期と見きわめた上で今後は公共事業として段階的に間伐を実施していかなければならないものであり、第2回目の間伐時期につきましては、先月28日でありますが、日高振興局林務課の方々とも現地の状況を確認し、協議したところでございます。

このうち、第1若もの広場と本ノ脇三叉路の2つの林帯に関しましては、いましばらく樹木の成長を観察していくとの結論に至り、2年後に再度状況を確認することとし、新浜さざなみ荘の西側につきましては適期と判断し、来年2月以降、町の保安林作業員によりまして間伐を行う予定でございます。

続きまして、煙樹ヶ浜保安林保護育成会の皆様により平成23年2月松の日に抵抗性クロマツを約900本植樹していただきまして和田祭りのお旅所南側の林帯に関してでございます。この林帯につきましては、3年前にも県担当課に間伐の適期につきましてご相談し、その当時はまだ早いとの結論に至った経緯がございますが、現在は樹高がおおむね5m、胸高直径がおおむね8cmというところまで成長しており、先ほど申し上げました先月の28日に、現地検分におきまして第1回目の間伐を要すると判断いたしました。このことから、来年2月松の日ににおきまして煙樹ヶ浜保安林保護育成会の皆様のお力をおかりし、劣勢木の伐採を優先するとともに、全体の本数密度につきましても十分考慮した間伐を行うよう考えてございます。

近年、住民の皆様により植樹していただいた箇所につきましては、今となっては貴重な存在である松の純林でございます。健全な松林の形成、住民の皆様が他に誇れるような松林の形成については、樹木の成長に合わせた人為的な管理が長い年月の間、必要とされます。議員からお聞きしました千本立ちになって、もう幹も太くならないという言葉、その

とおりと存じます。将来、下枝が枯れ上がり過密で脆弱な松林となるのを防ぐため、9月議会でもご答弁申し上げましたが、必死で守っていく、その考えに変わりはありません。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 再質問に入らせていただきます。

ちょっと前後しますけれども、間伐が必要であるという部分について、また林務課なり林業試験場の話は了解しました。十分それで満足します。

私、議会だよりに載せた下枝の枯れた木だという、和田のお祭りの御旅所のところの写真なんです、あそこへ入ったら随分と枯れているなど。それから一つ、こういう話をさせてもらいます。

私、この4日から4日間ほど研修に行ってきました。その中でNPO法人土佐の森という理事長をされている中嶋健造先生という方が講師でおられました。その方に終わってから話を名刺を渡して聞いたんですけども、この方は本当の銘木を育てるほうの講師の先生なんですけれども、うちここには煙樹ヶ浜という松林がある、これをどうやって管理をしていったらいいんでしょうかという話をしてもらいました。そのときには、松は杉やヒノキとは違うことは違いますがという前提を置いて、ただ、人工林というのはあくまでも人工林であって、管理していかなだめですよということが1点と、それで、いま一つ、木の中が空洞になって枯れるというのは、枯れ枝が普通、枝打ちをすっとならしたら巻いてしまいますけれども、あれ、枯れ枝が出てきて、そこからよう巻き込まん場合にそこから菌が入って中が空洞になるんやと。そやから、そのところ、枯れ枝をなるべくつくらんようにするほうが森は健全ですよというお話をしてくれました。とにかく、中が空洞になって枯れるということはそういう理屈になるんやなということ、一つええ勉強になったと思いますので披露しておきます。

それから、肝心な話ですけれども、鬱蒼と茂った森、私、文章の中で全体を松の純林に転換するべきであるというつもりは言っていないよ。雑木がまじっているのもええ部分はええと思うし、町長の意見もそうです。ただ、鬱蒼と茂ったところを松の純林にしようというふうなつもりはございません。ただ、説明文に書いたように、林相は遷移する、移っていくんやと。9月議会の答弁のとおりだったら、広葉樹林も保安林機能を持っているからそのまま。そのままということは、役場の西のように鬱蒼と茂った森がどんどん生えてくる。

例えば、議長の家の前に歩道があって、その向こうを見たら、県道から入る光だけで育ったこれぐらいのひよろひよろとした松が何本かあります。あれよりちょっと中へ入ったら、もう松は絶対育たへんようになってしまう。そうしてなおかつ、本当に鬱蒼と茂ったやつがどんどんふえてくる、このことをやっぱりどう考えていくんだと。

確かに、きのう実は終わった後で、企画のほうから地方創生によっての話があったんです。その全員協議会を開いた中での資料ですけれども、その事業概要、目的と方針、その

2に松林の健全化と書いてあるのよ。結局、企画のほうから見てみたら、あの切った状態が松林の健全な状態やと見るんだったら、どう考えても鬱蒼と茂った森というのはおかしな話やなど。そこのところを今後どう考えていくんなどという、どんどんああいう茂ったところがふえてくるだけです。極相に至るといふ話はそのために出したんですから。

それから私、一つちょっと気になるのは、松は松くい虫の被害のリスクを抱えており、保安林機能が将来へ継承できなくなるという話をされておりましたね。それは確かにあってはならんことですが、でも、吉原公園であれが健全化といいながら、このままでいって松くい虫で枯れたら悪いと、そういう理屈を引き出してくるといふのは、何か消毒している状態で、要するに松くい虫の消毒をしている中で枯れてしもうて、保安林機能が維持できなくなったような事例はあるんですか。何を根拠に、松くい虫はリスクを抱えている、それは理解しますよ。でも枯れてしまう、そやから継承できんと、そこまで言い切るんですか。ちょっとそこのところだけ私、理解できかねるんで、もう一回、1回目と同じ質問なんですけれども、そこら辺、ほんまに鬱蒼と茂った森がどんどんふえてくる可能性がありまよということについてどう考えるかということをご答弁願います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

私自身も田淵議員とほぼ同じだと思っているのが、あくまでもこの松林、煙樹ヶ浜の保安林というのは人工林でございます。そういった形で言えば、やはりいろんな形で人が手を加えていかなければならないのではなからうかなと、いや、必ずやっていくべきだという認識を持ってございます。

その中で、ちょっと前後はするんですけれども、田淵議員、松くい虫でなくなる云々というか、たしか和歌山の南のほうで松くい虫で本当に枯れたのという形の中で、部分的なんですけれども、スミチオンというか地上散布をやめた箇所があったかと思えます。それにつきましては、すぐに薬剤の散布をやめた箇所につきましては松くい虫で枯死してしまつたというような形のことも私自身、業者のほうから聞いたことがございますので、必ず、私の見解の中では、松くい虫の地上散布ということはやっていかなければならないのではなからうかなと、このように前段で認識しておるところでございます。

そして、鬱蒼としたということなんですけれども、松というのは陽樹でございます。そういった形の中で陰樹というような形の中で、それこそ今、議員がおっしゃった遷移の中で変わってくることもやはりあろうかと思えます。混交林のところはある程度は仕方がないと私は思うんですけれども、純林、そして純林の多いところに関しましては、雑木等々に関しましてはやはり間伐、そして伐採というような形の中で今後とも取り組んでいきたいなと思っております。基本的には、鬱蒼とした林、また鬱蒼とした森ということをご極力避けていかなければならないのではなからうかなと、このように認識してございます。

それと、ちょっと余談なんですけれども、前もお話したかと思うんですけれども、本

当にこの海岸林というのはすばらしいかなと私は認識してございます。前もお話ししたかと思うんですけども、ウォーキングとかジョギングでもそうなんですけれども、高低差がない中で膝への負担が少ないということを大学の教授にも聞いたことがありますので、その辺も含めて今後とも、いい意味でのPRも含めてやっていきたいなど、このように認識してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） もう少し話をしたいところもあるんですけども、時間がありますのでもう次に移らせてもらいます。

2つ目の質問、地方創生事業について。

この質問をするに当たり、一見関係のないような話に思われるかもしれませんが、どうしても前提としてご理解いただきたいことがございます。

かつて美浜町議会は、今の時代に対応すべく、議会改革の一環として議会基本条例を作成いたしました。さて、議会の調査権というものは、議員に与えられているものではなく議会に与えられているということでもあります。古い体質の議員、議会は議員個人が執行部や職員に接触することによって情報を収集し、その情報量の多さを議員の能力としたり、その要求に対応してもらったことを議員の能力と思い込んでいる議員が今も多くいることも事実であります、反応する執行部も執行部だと思いますが。

近年、議会によっては、町執行部、職員と接触するときは、何々課の何々という職員に何々の要件で接触しますと事務局に報告して、報告を受けた事務局はそれを記録に残し、議員は議会としての調査権を行使するというものであります。そして町執行部も、正規な手続のない議員個人には情報、資料等を提供しないというところまで申し合わせ事項として確認している議会もございます。したがって、この要求は何月何日に議会より誰が来てどのように対応したのかということについても明白にできるようにしている議会もあるようです。その目的は、さきに申しましたように、調査権は議会に与えられたものであって、議員に与えられたものではないということでもあります。

何ゆえそのような面倒なことが必要になってくるのかというと、高度経済成長の財政が豊富な時代に住民の要求を議員個人が執行部に指摘、対応してもらう、いわゆる溝ぶた議員で事足りた時代から、町の財源確保、今後ともに拡大する福祉行政、地場産業と人口減少、さらに少子化等々、時代の要求は確実に増大し複雑化し、議員個人では対応できないようになってきているので、議会全体として対応していくことが求められているからであります。

それらのことから、美浜町議会では、議会のない月に政策勉強会というものを行い、その中で課題を出し合い、みんなの共通認識として議会から執行部への質問なり要求として提出し、後に回答なり対応をいただくということにしています。また、それ以外、執行部から議員個人への資料等の提出は控えるという申し合わせをしております。

また、議会、議員は是々非々の中立の立場から判断するべきであるとのことから、町執行部の関係する役職にはつかない、また、議員の在籍中は町の表彰を辞退するというのも同じ目的で申し合わせをしているわけであります。

ほかにもございますが、余り長くなるといけませんのでこれくらいにしますが、何ゆえこのような前置きを置いたかという理由であります。

地方創生というのは、私が言うまでもなく、まち・ひと・しごとの創生であり、第2次安倍内閣で掲げられた東京一極を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした今の目玉になる政策であります。しかし、前置きとして述べたようなことを守り、このように一議員という立場でいますと、どのような事業がどのような形で進行しているのか、新聞報道だけで、全くと言っていいほど見えないのであります。

確かに、予算が議会に上がってきており、その予算を通すということは事業を理解しているという理論になるかもしれませんが、しかし、予算の段階で余り詳細までくどくどと質問して出ばなをくじくようなことになったりすれば、成功するものもなくなってしまふのではという思いもございます。また、本会議というのは質疑回数に制限がございます。同僚議員が行う質問を聞いていても、予定であり未定な部分もあるとの答弁が多くありました。

近日、3回ほど協議会を傍聴させてもらう機会がありましたが、全く知らないことばかり議論されており、理解できないことがたくさんございました。結果、執行部の努力している姿を見て信じて賛成してきましたが、内容を理解して賛成してきたというのとはほど遠いものがあるように思います。その意味では、頼りない議員であるという叱責が出て当然のことであり、叱責を受ける覚悟をして質問させてもらいます。

そこで質問ですが、プロジェクト全体についての現状についてご報告をお願いします。できれば資料をお示しいただけたらと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目でございます。

地方創生事業についてのご質問で、プロジェクト全体についての現状についての報告、資料についてお答えいたします。

地方創生プロジェクトの現状につきましては、これまでも議会や全員協議会の場でご説明してまいりましたが、改めてご答弁させていただきます。

昨年6月以降、美浜創生総合戦略に基づきまして、各課横断でプロジェクトチームを結成して検討してきた結果、美浜町といたしましてはプロジェクトA、B、Cを考案、実行することになりました。

プロジェクトAにつきましては、煙樹海岸に地方創生加速化交付金を活用して原則毎週日曜日にアンテナショップを開設し、地域住民の皆様に地元産品や手づくりのインテリア等を提供していただけてきたところでございます。特に平成29年度からは、周辺のイベ

ントなどとも連携して一定の売り上げを維持してございます。アンテナショップ開設の目的は美浜ブランドの開発でございますので、今後も、地域おこし協力隊のお二人と連携をいたしまして、アンテナショップの売り上げ向上のため企画、運営戦略を考案してまいりたいと考えてございます。

プロジェクトBにつきましては、地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金を活用して、吉原運動公園周辺を多世代交流と起業のまちにすべく、地元住民の皆様を主体とする、ふれあいと健康と起業のまち創生協議会を立ち上げ、当該拠点の整備方針を策定しました。12月3日にはキックオフイベントを実施し、現在は、平成30年度早期のオープンを目指して、オープニングイベントの実施やその後の運営方針につきまして活発な議論が続いてございます。また、商品コーナーとファブラボ室の2棟の建設につきましては、平成29年度末までの完成を目指して鋭意進行中でございます。

地方運営組織法人化の実現を目指して協議会メンバーが団結力と意識の醸成を図っていくこととしてございますが、今後は中核人材を確保することが最大の課題だと考えてございます。

プロジェクトCにつきましては、三尾地区におきまして、地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金を活用しまして日ノ岬・アメリカ村の再生とふるさと教育を実施するため、住民を中心とする日ノ岬・アメリカ村再生協議会を立ち上げ、カナダミュージアム、アメリカ村レストラン、ゲストハウスを整備するほか、ふるさと教育を効果的に実現するため、小中高生を対象に英語で話せる語り部ジュニアを養成してタウンウォッチングを実施したいと考えてございます。また、平成31年度には、中高生を主体とした使節団をバンクーバーに派遣する予定でございます。

将来的には、町外から子育て世代を中心に多くの人々が三尾地区に移住してくるような魅力的なまちにすることを考えており、協議会の部会を母体にNPOの設立を準備中でございます。

今後は、設立されたNPOが継続可能な活動を行っていただけるような組織とすることが細大の課題であり、そのためには、中心となる人材の確保や具体的な事業メニューづくりが大切であると考えてございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 再質問に入らせていただきます。

ご答弁の中にごございましたように、昨年6月以降、美浜創生総合戦略に基づき各課横断でプロジェクトチームを作成し検討してきた結果、プロジェクトA、B、Cを考案、実行するものとなりましたとのことでございます。このご答弁から、この事業は町全体で考え決定したものであるということが言えると思います。このお言葉をいただいただけで私の今回の質問は半分以上目的を達成したから、このご答弁と言質をいただきましたので、あとは瑣末の事柄になるかとも思いますが、質問させていただきます。

まず、フロー、流れというものを教えてください。

まず、三尾ですけれども、町がプロジェクトを考案、実行しているわけでありませうか。町の意向を酌んだ協議会があつて、その意向を酌んだNPO組織がつくられ、そこで結局、NPO組織は協議会の意向を酌んでつくられたと。これが基本的な、これは質問というより、こういう形。もし間違っていたら言ってください。

1つ目ですけれども、そこで実際にNPO組織が運営活動していくわけですが、NPO活動は活動ごとに協議会に承認、了解をとりながら運営していかなければいけないのか、それとも町の意向を酌んだ協議会がNPOに事業の趣旨は伝えたから、趣旨さえ見失わなければNPOは自由に判断、活動して下さって結構ですよとなるのか、この点をひとつお伺いします。

いま一つ、これは私が不勉強で悪いんですけれども、わからんことはわかつたふりをするよりも素直に聞きます。

国からこの事業に対して監査が入つた場合、全てを監査する権限があるんでどこまでも監査すると思ひます。しかし実際、町には月例監査も含めて監査委員がござひます。議会からも1人出て下さつております。町の監査権限というのは、協議会まで監査する権限があるのか、それともNPO団体の活動にまで監査権限というものが及ぶのか、その点について、いやNPOはNPOとしてちゃんと法的に諸手続をやつてゐるんで、そこはもう町の監査は入りませぬよというて言つてゐるのか、ここのところをご質問いたします。

それから、2つ目として、レストランを例にとります。オーナーがおりますよね。オーナーが調理人を雇用して調理して運営していくという形だと思ひますけれども、このレストランは町の持ち物を協議会が管理しているのですか。協議会から運営趣旨を聞いたNPOが管理しているのですか。それともNPOから運営趣旨を聞いたオーナーが管理しているのですか。どこが結局このレストランは管理しているのか、その点について。

蛇足かもしれませんが、プロジェクトAだけでなく、プロジェクトCもこのNPOが管理運営するということなんでしょうね。こちら辺もつけ加えて、2つ目としてお伺ひいたします。

3つ目といたしまして、このレストランはNPOがレストランオーナーに貸し与えた。だからメニューの内容とか値段等、運営はオーナーが自由に決めるのですか。それとも、これこれしかじかで運営していきなさいとその都度NPOから指示を出しながら運営していくのですか。その点についてご答弁お願いします。

4つ目といたしまして、あと運営について細かいことを聞いたら切りがござひませぬので省略しますが、運営に当たり、吉原のプロジェクトBも含めて、必要な条例とか規則をつくるのですか、管理条例のような。こちら辺のことについて、もしないとしたら、我々議員としては責任上もっと細かいことを協議会、執行部なりに来ていただいて何う必要もあるかと思ひますけれども、この点についていかがでしょうか。

5つ目といたしまして、三尾、吉原ともに30年度まで計画どおり地方創生の事業費がござひます。施設等をつくりスタートを切るまでの財源はあると思ひます。しかし、平成

31年度からは自主運営となります。プロジェクト三尾、吉原、各年間維持費はどれぐらい要るのか、おおよそで結構ですのでお示しいただきたいと思います。

6つ目といたしまして、吉原は三尾と異なり、ふれあいと健康と起業のまち創生協議会というものがございます。その協議会が吉原を運営していくのか、それとも三尾のようにNPOとは限定しませんが、協議会とは別に組織をつくり、そこが運営に携わるのか、お伺いいたします。

7つ目といたしまして、吉原の運営主体はいつ決定するのですか。もしかしたらもうできているのでありましょうか。この点についてお伺いします。

8つ目といたしまして、町の各課横断プロジェクトチームで発案したものなので信じております。しかし、住民の中にはいろいろと心配する方がおられます。幾らくらいまでなら町が財政からつぎ込むんですかとか、赤字は町が補填するのですかとか聞かれる方もございます。自主運営となっているのでそんな心配はないですよと言っていますが、もしそのようなことが起きた場合どのように対応しようと考えているのですか。自主運営だから、そこから先は協議会の責任、NPOの責任、いかがでしょう。それとも町がそれなりに補填をしていくおつもりでおられるのか、その点についてお伺いいたします。

最後に、9つ目として、レストランの施設等の利潤を追求できる可能性の施設がございます。このような施設の経営者を選定するときに、公募の必要性をどのように考えておられるのでしょうか。協議会で、はいあなた、それでだけでいいと判断されておるのか、この点について。

ちょっと長くなりましたので、この再質問は町長のほうに紙も渡しておりますので、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 質問が多かったので、もし抜けているものがありましたらまたご指摘いただければと思いますが、まず最初に、NPOが自由に行動できるのかというところがございます。これは多分アメリカ村の関係だと思んですが、事業自体は、事業の概要というか、こういうことをするという事業計画は町で決めたものがございますので、それにのっとった形で、住民を中心に日ノ岬・アメリカ村再生協議会という協議会ができておまして、そこで、また後の質問にもかぶるかわかりませんが、大きな枠組み、年間計画であったりとか年間の予算であったりとか、もしくは締めた後の決算とか、そういう大枠はその協議会で決めることになっております。

ただ、さりながら日常的な運営というのが必要なので、事業推進主体というか運営主体が必要ということで、今、喧々諤々の議論の中で住民の方々がNPOという形で運営したいということでございまして、そういう大きな活動計画あり、協議会で年間計画を決めるという枠があり、そういう枠の中で日々の管理を運営主体がやっていくことになっていきますので、一定の範囲の中でNPOが事業の趣旨にのっとり運営していくという形になると思います。だから、全く自由ではないんだけど、そうかといって一つ一つひもづ

けているとか、そういうことでもないということでございます。

それから、2点目のレストランの管理ですね。

○9番（田淵勝平君） 監査。

○地方創生統括官（西山巨章君） 監査につきましては、基本的に、例えばこれは国の予算を使っていますので、当然会計検査院の検査対象になります。会計検査院の対象は、あくまでも財務省時代における私の理解では町役場が当然対象団体になるんですが、会計検査院が見る内容は、結局予算、お金を適正に使っているかどうかということでございますので、事業の内容を見るということは事実上ある。そういう中で、協議会であったりとかNPOであったりというのが関与してヒアリングの対象にはなるとは思いますが、あくまでも監査対象は町役場かなというふうに私は認識しております。

それから、その次はレストランの話ですね。オーナーというか、一応協議会というか、今度はNPOになる予定なんです、その中でレストランの分科会というのをつくることになっていまして、その責任者であったりとか担当の人間は決めておりますが、オーナーという感じではなくてNPO自体が運営していくという形になりますので、議会で余り細かい内容まで言うのはあれなんですけれども、そういうレストランを担当するチームがあり、レジという形で役員がNPOの中にいますし、理事長がいます。指示というわけでもないんですが、協議会であったりとか役場にあたりについて、いろんな大きなところで相談を受けながらやっていくという形になっていまして、オーナーが独断で何かを決めるという形ではございません。全体でみんな考えていくということになると思います。

それから、次の質問が条例規則のところでございますが、基本的には建物の公民館とか、それから野田邸も寄附していただいておりますので、所有者が町役場でございますし、私の認識しているところであれば、遊心庵についても法善寺さんが寄附を受けたものでございますが、無償の賃貸借、使用貸借ですね。それで中に役場が入ることになっていまして、何らかの条例ないしは規則をつくることになると思います。それは多分、まだご相談していませんが、私の認識では3月議会に多分諮ることになるのかなというふうに思っております。

それから、今後の展開の話でございますが、地方創生推進交付金は吉原もアメリカ村も29年度予算で認められたものでございます。31年度までは順調にいけば交付金の対象年度ですので、今後新たな交付金の申請をしないのであれば、もしくは何らかの補助金を申請しないのであれば、32年度からは一番望ましい形は自主独立という形になって、それを目指してやっていくんだと思います。ということなんで、32年度からの話なんで今の段階で、維持費の意味があれなんですけれども、維持費の概念はもし何も商売をやっていないとすれば水道光熱費ぐらいの話ですし、あと掃除代とか、そういうのがかかっているだけなんで、維持費というのがちょっと何を指しているのかよくわからないんですが、基本的には、今現時点で言えるのはそれぐらいです。

あと、商売していく中の運転資金については、NPOなり何かそういう吉原で法人化し

た組織が一応賄っていくというのが建前なんで、現時点では、どの程度の事業をするかによって事業に見合うコストというのは決まってくるんだと思います。

それから、次に吉原のほうの法人化をするのかどうかという話ですが、基本的には、地方創生推進交付金というのは住民が主体となった組織団体が活動していくためのものだというふうになっていますので、吉原のほうについても何らかの法人化の形をとってもらおうと思っております、11月23日にも川北さんという方が来て講演会をしたんですが、そのときも、法人化するためにはどういうことを考えなきゃいけないかということ、3時間にわたって講演していただきましたし、今後もそういう勉強会をしたりとか、あと先行的にしている自治体のほうに視察に行ったりとか、きのうも皆さんから心配していただきましたように時間的な制約がございますが、一日一日を大事に、そういう法人化のための検討に費やしていきたいと思っております。

それから、吉原の主体の決定時期は、一応、目標は年度内、3月末。というのは、建物が2棟建ちますのが年度内なんで、30年度のできるだけ早い時期にオープンしていきたいなと思っております。そのときにはやっぱり法人化しているというのが一番望ましい形です。もし間に合わない場合は何らかの方法を考えようかと思っております。

あとはレストランの公募の関係ですね。公募の関係は、ちょっと今、私もレストランの地権者になっているNPOの予定の、今は協議会の中でやるんですけども、レストランの責任者にいろいろアドバイスしながらやっております、施設の経営者のところなんですけど、実は私の最初の構想では完全に今事業をやっている方を公募で呼ぼうということを考えていたんですが、今、要するに協議会の住民の皆さん、特に今後NPOを目指す皆さんが自分たちでやってみたいというふうに意向を示しているんで、それをまた応援していこうかなと思っておりますが、自分たちでやろうとする場合は、経営責任者というよりもNPOが責任者になって、例えば仮定の話で申しわけないんですけども、しかるべき調理能力のあるような方のアドバイスを受けながらやっていくという形になると思うんです。ただ、私もそういうのが本当にうまくいくのかというのがありますものから、そこは協議会の方たちと本当にどういう形が一番うまくいくのか、事業の趣旨に沿った形でいくかというのは、この場でまだ確たることは言えないんですが、まず時間のないことも承知していますが、そこは可及的速やかに、かつ真剣に議論していこうと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員のご質問の中で8番目、赤字は町が補填するのですかということなんですけれども、田淵議員、これにつきましてなかなかここでお答えしにくいとか、ソフト、ハード、そしてNPO法人の設立というような形の中で、今本当に地域住民の人たちが地方創生の中で一生懸命やっけていこうというような形でスタートしているところがございます。そういった形の中で、先の中で黒字ならいざ知らず、赤字についてどうですかということといえば、ちょっとここで私の答弁ということは控えたいなど、

このように思っています。

いろいろな形で私自身、協議会等々のときもお話しさせていただいた中でいえば、町は逃げずにバックアップはさせていただきます、今後ともそうですということはきちっとご説明、そしてその中で発言をさせていただいたということでご理解願いたいと、このように思います。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 再質問がたくさんありましたんで、ごめんなさい。ちょっともう一度確かめさせてもらうという格好になるかもわかりませんが、再々質問させていただきます。

1つ目のように、どこが経営主体というか、運営をしていくんやという話の中で、NPOが協議会のほうに計画をつくったのを了承してもらいながらいくんやと。結局、NPOは独自に決定して活動するというは絶対あり得んのだと、こう認識していいわけなんですよね。要するにNPOというのは、協議会というひもつきという表現が正しいのかどうかわかりませんが、NPO団体そのものは協議会の管理下にあると、そう判断させてもらってよろしいのかということをお伺いします。

それから、監査のほうは町までということで、協議会までおりました部分についてはそれ以上関与せんというか、そこまで町の監査は手が及ばないという判断、国の場合は別でしょうけれども、ただ、監査ということの考え方、予算が監査だというのは監査が半分しかできていないということです。お金さえ合っていれば内容はどうでもええんやというような、こんな考え方はもうそろそろやめましょう。だから、このお金が本当に有効に使われているか使われていないか、事業内容の形まで監査できるようにあるべきだと私は思いますので、この点1点、これはご答弁は結構ですけれども、追及しておきます。

それから、もう一回レストランの経営のところを教えてほしいんですけども、これは同じことで、僕がよう理解せなんだということが、このレストランは結局、町の持ち物ですよね。それで、町の持ち物が先ほど言うたように協議会が管理しているのをNPOが実際、実務するというような格好になるんか、それとも町の持ち物を協議会が目を光らすという表現がええかどうか、その管理下にNPOがあり、そのNPOの中に先ほどレストラン部会と申しましたか、そういう組織があつてそこが管理するんやと。

実際、ぶっちゃけた話と言うたらおかしいですけども、私の知り合いに旧川辺町でこういう団体というか、調理関係、レストラン関係をされていた方がおられるんです。今はないんです。その方にこの話を聞いたんです。それだったら、ここに幾らのお金があるんだと、このお金をここのレストランにつき込むんで、要するに職人というか、レストラン経営をする場合にはこういうポリシーで、しかも調理のステージはこういうステージの中で、またこういうメニューを出したい、いろんなそういうのがあるんです。それを四角四面に区切っても、場所も水場というか、ああいうところも決まった上で、それでやりなさいと。多分、簡単に言えば、どこのおばちゃんでもできるような家庭料理ぐらいしかでき



団内で協議会が立ち上がっておりまして、その協議会の指示、アドバイスのもとにNPOが運営していくんだと思っております。

それから、レストラン経営は、先ほど申しましたように、一義的にはNPOがどういうふうな運営をするのか決めるんですが、あとはそれが予算の事業計画の趣旨に合っているかどうかということは役場で見ますが、それがどの程度収益が出るかとか、そういうことはなかなか役場だけでは判断できない問題なんで、いろんな方の衆知を集めて、役場もわかる範囲でアドバイスしますし、NPOはNPOで一番真剣に多分考えておりますでしょうし、今、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の中でいろんなアドバイス制度があるんです。いろんな日本でも有数なアドバイザーとか経営をやっているところとか、そういう派遣制度というのもありますので、そういう制度も使ったりしてやっていくんだと思います。

あと、水道光熱費だけかというのは、事業をしなかったら水道光熱費だけで済むという話を先ほど申し上げました。あと、事業内容については、どういう事業を展開するかによって、例えば昼だけやるのか夜も営業するのかとか、営業の仕方でもコストも当然発生してくるので、その収入とコストで利益が出るわけですから、それを考えながらやっていくんだと思います。そういう意味で維持費は答えできないというふうに申し上げたつもりでございます。基本的な固定費としては水道光熱費かなというふうに思っております。

あと、公募かどうかにつきましては、今の田淵議員のお言葉が非常に貴重なご意見でございましたので、これは協議会のNPOの人たちも話し合って、今後の運営に生かしていきたいなと思っております。

それから、いつの間にか漁師レストランがアメリカ村レストランに名前が変わったところなんですが、これ、前回の臨時議会のときに補正予算のときとか、その前の全協でも申し上げましたが、結局、漁師レストランとしますと海産物だけにメニューが限られるものですから、そういう海産物以外のものも呼べるようにアメリカ村レストランということで予算要求しました。ただ、今後例えばレストランの名前をどうしていくかとか、私のつけた名前のおりでやっていくのかどうかというのは、それはまたNPOなり皆さんの考えで決めていくことなんで、余り予算科目でどうのこうのというのは今回の事業内容には影響ないかなと思っております。

公募は、だから今、田淵議員のご質問が来るまではNPOの実践に任せようと思っておりましたが、田淵議員のお話も非常に私としては重いアドバイスだと思っておりますので、そのアドバイスを協議会とかNPOの方ともう一度相談して、今後活用していきたいと思っております。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 同僚議員も同じ質問をしてくれますので、私の至らない部分は助けていただけると信じております。

ただ、私のほうからも、これは次にやるんですけれども前置きとして、ご答弁は結構で

す。言いますけれども、先ほども申しましたように、この行事というのは町が横断的にプロジェクトを検討して実行しているんやと。残念なことに西山統括官とは、あと3月にまみえることができると思いますけれども、もうそれ以降お話しすることもできなくなると思うんです、実際問題。だから、そのときになって西山統括官がしたので私はわかりませんということだけはないようにというのをここできちっと言辞として記憶させてもらいます。不十分があるんですが、時間の関係と回数ももう3回しましたので、次に移ります。

第7次美浜町行政改革実施計画についてお伺いいたします。

さて、今回も行政改革、行政評価について質問させていただきます。

何ゆえこの質問を繰り返すのか、決して大星課長に恨みがあるわけではございません。ただ、率直に今の地方自治体に求められているものを考えたときに、避けては通れない要諦の一つだと考えているからであります。というより、浅学非才な私がどうのこうのと言うことよりも、地方行政運営の研修を受けますと、どの講師からも共通して指摘される課題が行政改革、行政評価の必要性だからであります。

当然、行政改革、行政評価というものが町の行政運営全体について求められていることはわかっていますが、何ゆえ行政改革実施計画に対して質問をするのかといいますと、行政改革実施計画は、検証しながら改革を推進する、すなわちPDC Aサイクルを回しながら行うということ、さらに全庁的に行政改革を推進すると書かれていること、さらに、取り組み状況は広報紙やホームページで公表し、住民の理解と協力を得ながら推進するというのでございます。文面で明言されておられますので結果も見えやすいので、質問の対象として選んでいくわけでございます。

話を進めますが、議会では議会基本条例をもとに行政評価表というものを作成していますが、何年前か、議会改革の研修で講師の先生に見てもらったことがございます。その研修は、以前三重県知事や衆議院議員をされた北川正恭氏の基調講演に始まり、その後、北川氏が顧問をしておられる早稲田大学マニフェスト研究所の講師の中村健と言われる先生の講義が1泊2日であり、その終了後に見てもらいました。先生は、行政評価のやり方はいろいろとありますが、このような方法も一つの方法だと思います、しかし、評価の欄にあるのにアウトカムが書かれていませんねでした。私は、僭越ながら、私が町長なら指摘しますが、議員の立場からそこまでは言えませんし、言ったとしても理解していただけないと思いますと言いました。皆さんはこの会話をどのように思われますか。傲慢な私の発言だと思いますか。

私はそのとき、町にとって本当に必要と思うなら理解してもらえらるまで質問を繰り返そうと考えた、これがこの質問の起点であります。

ところで皆さん、エッシャーの無限回廊というものをご存じでしょうか。上っても上っても同じところに戻ってくる、おりてもおりても同じところに戻ってくる、そんなだまし絵でございます。行政改革、行政評価が必要と考え職員の方がどれだけ努力しても、行政改革、行政評価の手法が整っていなければ文章をひねくり回すだけで、どれだけ改革を繰

り返しても疲れるだけです。私は、エッシャーの無限回廊をしんどいと思いながら上っているように見えてくるのであります。皆さん、行政改革、行政評価に取り組んで、そんな思いをしたことはありませんか。少し考えてみてほしいのであります。

我々が置かれている現状は、国も町も以前のような経済成長が望めない中での財源確保なのでしょう。高齢化社会の到来は地方自治体の守備範囲を増大させつつあります。よほどしっかりした福祉計画を作成しなければもはや一つの担当課では担えなくなりつつあるというのが、福祉行政の現状ではないでしょうか。また、微妙かつ複雑に相互関係を持っている産業振興と人口減少の関係、さらにこれといった有効な政策の見つからない少子化対策等々、誰が取り組んでも難しいと思われるこのような課題に対して我々は今、成果を求められているわけであります。そのようなことを考えますと、中途半端に行政改革や行政評価に取り組んでも疲れるだけ。成果の上がるものではないということを考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

現に、いかに思われますか。長期総合計画、行政改革実施計画、また施政方針、所信表明等々でPDCAサイクルを回し取り組む等、行政改革、行政評価が取り組まれているかのような文言がたくさん登場いたします。しかし、どれだけ理解され取り組まれているかは現状のとおりであります。私は、まず各職員の行政評価に対する意識を改革することが必要であると考えております。職員みずからが携わっている仕事への成果をまず正しく評価することです。職員が正しく評価を出すことができれば、議員、住民の職員への評価も変わってまいります。そうなれば、3月議会で議論されるべきは、予算書の数字よりも、その数字の基礎になっているプランに込められた願いであります。9月の決算議会で議論されるべきは、決算書に書かれている金額よりも、その金額が生み出したチェックでありアクションであり、アウトカムなのであります。仮に成果が出なかった場合でも、成果が出せなかった職員が責められるのではなく、プラン実施のための予算書から不備を指摘できなかった首長、議員が責められるべきと考えているからであります。

そして、なぜ今伺うのかということ、本年度から決算資料の主要施策の成果に評価の欄をつけ加えてくださいました。皆さんはどのようにお考えをお持ちかわかりませんが、私としては非常に希望の持てる進歩だと判断しております。そして、その一歩は来年の9月決算の主要施策の成果の評価の欄にC、チェックが、また、アウトカムが正確に記されることであると考えているからであります。そのためには、どうしてもこの時期に考え始めなければならないのであります。

少し説明しますと、国では8月ごろから予算の概算要求が始まるようですが、我々地方は通常、9月か12月議会で前年度決算が採決されます。その決算が終わった12月ごろからそろそろ次年度の予算が考えられ始めます。我が町は年明けからかもしれませんが、少なくとも、次年度のプランを取り組むためには前年度の行政結果を把握する時期であることには間違いがないと思います。したがって、詳細な数値は別として、PDCAサイクルを回すためには、この12月にA、アクションまで進まなくとも、そろそろチェックを

行わなければならない時期であります。前年度のアクションに連動して次年度のP、プランがあり、そのプランに基づいて予算が組まれているわけであります。予算を決定した後にはプランを組むのはおかしいこと、これくらいは説明しなくてもご理解いただけたらと思います。

以前、年度の終わりにA、アクションを求める質問に対して、決算が承認されなければアクションが出せないと言われた方がおりましたが、堂々と言える姿が、また私の求める評価がマニアックと言われる幹部もおられるようですが、一体ノーマルとはいかがなものなんでしょうか。以前の何をゆえこの質問をするかという思いを前提として説明して、質問させていただきます。

さて、先ほども言いましたように、3月議会では既に予算が決定しております。プランの議論は遅過ぎます。したがって、この12月議会で、第7次美浜町行政改革実行計画の本年度の資源の投資結果の量的変化とどのような質的变化が起きたのかを議論しておくべきであります。当然、詳細な金額や数値は概算でよいのです。そこで、29年度の実施項目、各14項目についてのC、チェック、アウトプット、アウトカムをお示しいただけたらと思います。できたら、28年度の結果のように書面で示していただけたらと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の3点目でございます。第7次美浜町行政改革実施計画のご質問の中で、平成29年度の実施項目各14項目につきまして、C、チェック、アウトプット、アウトカムにお答えいたします。

田淵議員がおっしゃる第7次美浜町行政改革実施計画、平成29年度の各実施14項目及び平成29年度の取り組みにつきまして、進捗状況を作成し、現在配付させていただいております。

ご存じのとおり、第7次美浜町行政改革実施計画は、平成27年度実績を基準として目標値を設定してございます。途中値ではございますが、1つ目、職員研修の実施、研修参加延べ人数、11番ふるさと納税の推進、13番セキュリティーの強化などにつきまして、平成29年度目標値を既に上回ってございます。

その1つ目、職員研修につきましては、市町村研修や意識向上研修を実施し、スキルアップを図ってございます。

13番のセキュリティー強化につきましては、セキュリティー研修を実施し、セキュリティー意識の向上を図ってございます。

また、特にふるさと納税につきましては、昨年度は楽天のみでございましたが、本年度はPR方法を見直し、インターネット取り扱い業者を1社から3社にふやしたことによる大幅な増加という成果を得てございます。

8番目、時間外勤務の削減も、ノー残業デーの徹底などで一定の効果が出ていると考えてございます。

逆に、2番目のムリ、ムダ、ムラの削減年間改善提案案件数や12番の新たな財源確保

につきましては、昨年度同様に、現時点におきましては実績を報告するまでには至ってございません。

あとの残りの項目につきましては、目標達成に向けて今後、より一層実施内容を精査し、確認していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、前議会にて議員の提案にお答えしたとおり、行政評価の職員研修を行い、しっかりと理解を得て行政改革を進めていかなければならないと思っております。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 12月でこのようにチェック、Cというものを出してくれたんで、このことで基本的には満足いたしました。先ほども申しましたように、主要施策の中に評価の欄ができた、またこうして提出してくれたということで、目的は達成できたのかなと思っております。感謝しております。

ただ、出していただいたときに、あくまでもチェックというのは、アウトプットというのもチェックです。しかし、アウトカムというのもチェックです。こここのところは、この中に結局、数値的にこのように変わったということありますけれども、アウトカム、ここが全くないということはちょっと指摘しておきます。

それと、9月議会でも提案しましたように、PDCAサイクルというのを回すと言うたのは町長、あんた自身が施政方針で言っているんです。でも、その内容というものをきちんとわからん諸君にそれを強要するというのはやっぱりちょっと無理な話なので、研修はぜひとも行ってほしい。これは2つ目の質問の趣旨なんだけれども、研修を行うということをここで確約、そのときは議員も入れてください、勉強したいんで。

それと、PDCAサイクルというものに、もう時間もないようなんでしますけれども、欠点があるというのをご存じでしょうか。1つは、やったことが何年か後にまた目標になってくる必要が出てくる。エッシャーの無限回廊という表現を使わせてもろうたのは、このことが一つなんです。いま一つ、願いというものが入らない、心が入らない、数字ばかりに走ってしもうて。これが欠点と言われております。おっしゃるように、町長に言ったように、PDCAサイクルを回してするという以上、きちんとそういう言葉だけが先走りすることが地方創生のようにKGIとかKPI、キー・パフォーマンス・インジケータ、そういうことばかりが出て肝心のことが実際できていない、これは見る人から見たら明らかに見えるんですから、その点最後の質問として、来年は行政改革、1年間ずっと見てもらったらいいいと思うんです、ちっと講習料を払って。でも、少なくとも研修はします、確約いただけませんか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の強いご要望もございまして、私自身もこういった形の研修というのはもちろん大事だと思っておりますので、やる方向で本当に考えていきたいなと思っております。ただ、いろんな形の行事とかの中で、もしかしたらできない

ケースもあるかもわからないです。そのときはもちろん次年度という形の中で取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は10時30分です。

午前十時十九分休憩

——・——

午前十時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

中西議員の質問を許します。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、リアリティーのある避難訓練をということで質問させていただきます。

11月23日、松原地区高台津波避難場所の竣工式が多くの来賓の出席のもとに盛大に開かれました。森下町長は、犠牲者ゼロを目指し災害に強い町づくりに努めたいと挨拶をされ、来賓の二階自民党幹事長は、災害で一人の犠牲者も出さないことが大事、日本一と言われる立派な高台ができ視察もふえる、仁坂知事は、死者をゼロにしないといけない、高台の完成で避難困難地域を解消できた等、祝辞を述べられました。

高台避難場所は2,000人が避難可能で、食料や毛布、飲料水などを保管する備蓄倉庫6基、マンホールトイレ20、このうち障害者用が4つあるそうです。それから、かまどベンチ10等々が整備され、避難困難地域と言われたところの住民も安心を得られたのではないのでしょうか。今後、この避難場所を効果的に利用し、犠牲者ゼロを実現することが重要だと思います。

東日本大震災を経験して何を教訓として学び取り伝えるかとの質問に、岩手県の達増知事は、リアルな避難訓練です、形式的にどこかに集まって終わりじゃだめ、この辺まで水が来ると具体的に想定した上で、1列になって子どもの手をつなぐといったリアリティーのある訓練と答えています。

平成24年第1回定例会の避難訓練についての私の質問に町長は、平日の日中や夜間と多種多様の計画を立て、リアリティーのある避難訓練の実施に向け検討していると答弁をされ、昨年は夜間の避難訓練を実施されました。また、2012年の広報みはま9月号の町長通信には、昨年岩手県山田町長の講演会に参加したとき、町長の奥さんが、3・11震災時に避難場所で会った人の多くは避難訓練に参加している方であった、日ごろからの訓練がとても大事と言われていましたと記しておられます。

町長は避難訓練、防災訓練の重要性は十分に認識しておられると思っておりましたが、11月5日、世界津波の日に行われた町内一斉避難訓練のときに、同日同時刻にアンテナショップMIHAMA1周年記念行事が行われたことに啞然としました。住民の方や自主

防の役員の方から、アンテナショップの開店時間をずらすとか何らかの手だてがとれなかったのかと苦情を言われました。アンテナショップMIHAMAのオープン記念として、当日は抽せん券や焼き芋がプレゼントされたと聞いております。アンテナショップへ行きたいと思った人も多かったのではないのでしょうか。

平成29年6月の定例会で、龍神議員が町内一斉清掃と小学校の運動会が重なった件について質問され、町長は、情報の共有をさらに密にして今後も取り組んでいく、本当に申しわけなく思っていると答弁されています。そこで、以下3点の質問をします。

1つ目、今回のようなことがなぜ起こったのですか。アンテナショップMIHAMAの開店時間をおくらせるなどの手だてがとれなかったのですか。

2、避難場所の整備は進んでいますが、自力で避難できない方たちへの対策が必要ではないでしょうか。町内に自力避難が難しい方はどのくらいおられますか。そうした方々の避難訓練を実施する計画はありますか。

3つ目、西中地区の避難場所の一つは西山下の池埋立地周辺です。避難路の指定はありませんが、ブロック塀に囲まれた狭い道が多いです。訓練時はスムーズに通れ、私は六、七分で避難場所に到着できましたが、震度7の地震によってブロック塀や家屋が倒壊し、道が通行不能となるのではないかと思います。道が塞がった場合を想定した避難訓練が必要と思いますが、どうですか。

以上、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の1点目でございます。

リアリティーのある避難訓練をのぞきの中での3項目の中で1つ目が、町内一斉の避難訓練とアンテナショップMIHAMA開店1周年記念行事が重複、時間の手だてにお答えいたします。

アンテナショップMIHAMAのオープン1周年イベント開催につきましては、同時に開催されました軽トラ市は町外からの出店者も多く、煙樹ヶ浜活性化と集客の観点から、昨年のオープニングイベントと同様に、県主催の軽トラ市、商工会主催のみはまマルシェと同時に行うことを年度当初に決めてございました。その中で軽トラ市、みはまマルシェの開催が11月5日に決定したこと、また、津波一斉避難訓練も美浜町津波避難計画にも記載のとおり世界津波の日を中心に行うこととなっており、アンテナショップの1周年イベントも同日となりました。議員ご指摘のとおり、開店時間につきましても県商工会と検討、協議した中で同時刻開催が望ましいとの結論に至り、軽トラ市、みはまマルシェと同じ9時開店といたしました。結果的にはアンテナショップイベントと避難訓練が重複したという事実でございます。

アンテナショップ1周年イベントの目玉である焼き芋の配布につきましては、朝一から早い者勝ちではなく、9時、10時、そして11時と避難訓練に参加された後でも受け取っていただけるよう、できる限りの工夫もいたしました。その結果、当日、避難訓練終

了後の10時くらいからたくさんのお客様にお越しをいただき、抽せん券も焼き芋もありがたいことに全数配布となりました。

11月は、ご存じのとおり町政功労者表彰、そして避難訓練、婚活イベント、また今年度は松原地区高台避難場所の竣工式等々いろいろな行事がございました。今後もそうなのですが、特に今後は、全てできるとは申しませんが、できる限り行事を調整できたらと考えてございます。

2つ目でございます。自力避難が困難な方は何人くらいいるのか、そういう方の避難訓練の計画はあるのかにお答えいたします。

現在、当町におきまして災害時の要支援者は374名の登録がございます。この登録は、町内の12地区の民生児童委員にお願いし、毎年更新してございます。その中には高齢者、障害者の方がいらっしゃいます。本町におきましては、養護老人ホームなどで職員や地元区民の皆様方が協力しての避難訓練を実施したり、町の避難訓練でも、リヤカーに高齢者を乗せて、自主防災組織の方が引っ張って避難している姿も見受けられたと記憶してございます。

議員がおっしゃる自力避難が難しい方々の避難訓練実施についてでございますが、和歌山県防災企画課を通じまして障害福祉や災害対策など関係部署に実施状況を問い合わせたところ、県内の自治体で実施した実績はないとの回答でございました。去る11月3日に御坊・日高圏域自立支援協議会主催の避難所運営の訓練が日高町保健福祉総合センターで行われましたが、避難訓練実施となると県内自治体も実績がない中ですので、この件につきましては和歌山県の関係部署と協議、研究したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、3つ目でございます。避難路が家屋やブロック塀などの倒壊で塞がったことを想定した訓練を考えているのかのお尋ねでございます。

毎年、11月5日の世界津波の日に合わせて、各地区の自主防災会のご協力のもと、町内一斉の避難訓練を実施してございます。訓練は、本当に津波が来たという想定で訓練し、住民お一人お一人が家屋やブロック塀の倒壊の可能性がある道路を把握した上で避難する必要があると認識してございます。避難をする上で、自宅から下の池まで県道や比較的広い町道を通るような方もいらっしゃれば、自宅から広い道路まで一旦狭い道を通らなければならない方など、さまざまでございます。

町では、各地区の避難経路全てを把握することは難しく、津波避難計画でもありますように、避難経路につきましては自主防災会や住民の皆様方と協議をお願いしているところでございます。また、改修や整備などが必要な箇所につきましては町で対応しているところもございます。そういった中で、現在実施している避難訓練は、住民一人一人が実際に避難路として使用すべき道路を再確認しながら参加していただけたらと考えてございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目は、東北の大震災からもう6年以上経過しておりまして、防災意識がだんだんと緩くなってきているのではないかなと、これは仕方がないことだと思います。

そこで、防災訓練を実施することによって改めて防災意識を喚起する、こういう役割があるのではないかと私は思うんですが、避難訓練の実施日にこういう重要なイベントが行われるということは、避難訓練を軽視することにつながるのではないかなというふうに危惧します。全ての人には犠牲者ゼロ、これを掲げて言われます。やっぱりそのためには日ごろの防災意識をしっかり持つていくこと、そして避難訓練に参加していくことが大事だと思いますので、そういう観点から、今回は特にアンテナショップMIHAMAの通常の営業と違って、記念行事という大変重要な行事が行われ、それと訓練が一緒になったということはどうかと思ったんです。もう終わったんで仕方がないですけども、今後、ぜひ訓練というのは、ほかの行事があってもぜひこれは大事やということをみんなにわかってもらうためにやっていかなあかんの違うのかなと思います。そのことについて1点質問します。

それから2点目は、私の質問の仕方が悪かったのかもわかりませんが、障害を想定した訓練、例えば目が不自由やという人を助ける、実際は目の不自由な方と違う人がそういうふうになって訓練をする。各自主防には車椅子とかを備えているところもあると聞いておりますので、その車椅子で、元気など言ったら悪いですけども、障害のない人が乗ってそれを訓練する、こういうことを、障害のある人を訓練にすることではなしに、そういう訓練が必要ではないかなという意味なんで、ちょっと質問の仕方が悪かったと思います。

374名の災害時の要支援者がおられるということですが、その374名のうちに足が悪いとか寝たきりやとか目が不自由やとかという、そういう状況というのをつかんでおられるんでしょうかということです。

それから、3つ目としましては、改修の整備などが必要な箇所について町で対応しているところもありますというご答弁をされましたので、一体どういうところを具体的にされているのかということ、以上3つ、再質問させていただきます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。再質問でございます。

1点目につきましては、言われることもわかります。その辺に関しまして、いろんな形で勘察した中でこうなったということもご理解賜りたいなと思ってございます。

それと、先ほども私ご答弁させていただきましたが、焼き芋等々もそういった形でできるだけということも配慮したつもりでございます。また、こういった避難訓練、またまた軽トラ市、みはまマルシェ、そして美浜町のアンテナショップMIHAMAというような形の中で、中西議員のほうからもいろんな形でお考え等々があれば、逆にまたご意見等々も頂戴したいなと、このように思っております。私自身も、もちろん避難訓練の後にみはまマルシェ等々のところも寄せていただいたんですけども、私どもが見る限りでいえ

ば、避難訓練を終えた後で来られた人のほうが多かったのではなかろうかなと、このような感覚も持っておる次第でございます。

それと、3番目に移ってしまうんですけれども、具体的な対応ということなんです。ちょっと私自身、言葉のあれが難しいんですけれども、例えば道に関してでも、夜間でも避難誘導灯等々につきましては、自主防災会のみならず、町のほうでそういった危険箇所に関しましては区からの要望等々もございますので、その辺につきまして設置させていただいておる次第でございます。

それと、2番目の374名につきましては担当課のほうからご報告ということになります。

以上です。

○議長（高野正君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 中西議員にお答えいたします。

民生児童委員が毎年避難者の関係で台帳整備をしていただいている中には、その方の病状であるとか、どこのお医者さんにかかってどういう薬を飲んでいるか、そういう内容も記載してございます。

高齢者の障害者については今のところ民生児童委員で把握しているんですけれども、若い方につきましてはまだそこまで回れてございません。それで、来年度、係に話もしておりますが、広報にも出して、本人さんが望めばその台帳に記載していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 374名、民生委員の方とのあれで把握されているということですが、高齢者の方は把握されているということですが、若い方もいると思いますので、そういうのを町としてほんまに犠牲者ゼロということ言うならば、そういう人たちのことも考えておかなあかんの違うんかなと思って、今言うてすぐはあれですので、またぜひつかんでおいていただきたいと思います。

それから、障害のない者が例えば歩けないとかそういうふうなことでやって訓練をするという、そういう訓練も考えていただけたらなと思います。といいますのは、この8月に急に高齢者の方で足が動かんようになって車椅子になった方が浜ノ瀬におられるんです。その人が津波訓練のときには、車椅子で家から出るのに数分かかるといことです。その夫の人もつえをついた人ですので、とても一人ではさせないと。それから、高い台へついて上がるにしても二、三人ぐらいの協力を得なあかんの違うんかというようなお話を聞きましたので、そういうことをつかんで、そやけれども東日本大震災のときには警察官の方とか消防団の方がそういう人たちを助けるために命を落とした、そういう方もたくさんおられたということですので、津波てんでんことというのは非常に難しいんですけれども、そこら辺も考えながら避難訓練をやって、非常に大事な避難訓練をこれからも計画していた

だきたいと思います。

それから、一つ町長から対案がなかったかと言われたんですけども、11月5日にこだわったのはわかりますが、ほかの町では、このあれでは11月5日に行うとなっていないんで、これを中心にした訓練を行うとなっているんで、もしそんな重要なあれがあったら4日にしてもよかったのかな。後からの話ですけども、思うんですが、そういうことをいろいろ考えながら、避難訓練というのは非常に重要ですから、これからはしっかりとせっかくの避難場所、いいのができているわけですから、やっていただきたいと思います。

それでは、次にいかせてもらいます。

次は、空き家対策について質問をします。

ふえ続ける空き家の問題が深刻になっています。4年前に総務省が行った住宅・土地統計調査によりますと、空き家は全国で820万戸、全戸数の13.5%に上り、この20年で2倍近く増加しています。9月に行われました議会と区長会との懇談会で和田西、和田東中、吉原の区長や地区長から、防災上、防犯上、また景観の点からも問題のある空き家、廃屋について提起をされました。この問題は町内各地区に共通する事案ではないでしょうか。また、子ども議会でも中学生議員がこの問題について質問をしました。

平成28年第1回定例会で、龍神議員が空き家問題を取り上げて一般質問を行っております。そのとき町長は、和歌山県が運営する空き家バンク制度に参加する準備を進めていると答弁されています。中学生議員の質問に対しても、町長は来年度空き家バンク登録を考えていると答えられました。

地方紙によりますと、日高町は平成27年11月にわかやま空き家バンクに参入、平成28年3月末時点で243軒の空き家がありました。その空き家のデータベース化を行い、空き家バンクを宣伝するパンフレットを配るなどして5軒の民家をアップしたところ、売買3軒、賃貸1軒がまとまったと報じられています。また、御坊市では平成28年度、詳細な空き家住宅等実態調査を実施し、副市長を委員長に、産業建設部長を副委員長にした空き家等対策庁内検討委員会を設置し、今年度末をめどに空き家対策計画を策定するそうです。地方紙に載っておりました。

こうしたことを踏まえて、以下4点の質問をします。

1つ目、和歌山県空き家バンク登録に向けて空き家のデータベース化が進んでいると思いますが、本町の空き家の状況はどうなっていますか。

2、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定、施行され、空き家対策が進展するのではと期待したのですが、法律施行から2年が経過しても代執行まで行ったのは全国でわずか11件しかないそうです。また、本町では特定空き家に認定された物件はゼロ、特別措置法が機能していないと思いますが、その原因は何と考えますか。

3番、空き家再生等推進事業、社会資本整備総合交付金等の基幹事業で、居住環境の整備、改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き建築物の除却または空き家住宅または空き建築物の活用等に対し支援が行われます。その事業の補助対象市区町村は、空き

家対策特別措置法に基づく空き家等対策計画を策定しているものとなっています。龍神議員の空き家等対策計画の作成の進捗状況はとの質問に、町長はまだ進んでいないと答弁されていますが、早急に計画を作成する必要があると思いますがどうですか。

また、補助対象事業として、空き家の活用に2分の1の補助、空き家の除却に5分の2の補助があるそうです。さらに空き家の実態把握も補助対象事業となっていますので、御坊市が行った調査のように、所有者へのアンケートを行うなど詳しい実態調査を実施してはどうですか。

4つ目、ことし4月に成立した改正住宅セーフネット法に基づいて、10月25日、空き家、空き部屋を高齢者や低所得者、子育て世帯など向けの賃貸住宅として活用する新たな制度がスタートしました。新制度では、空き家などの所有者が高齢者などの住宅確保配慮者らの入居を拒まない物件を都道府県に登録し、物件の情報を希望者に提供し、円滑な入居を後押しします。適切な物件かどうかの監督も行います。登録された住宅のうち、特に高齢者らに入居を限定した物件は専用住宅と位置づけ、耐震改修やバリアフリー化などの工事を行う場合所有者に最大2,000千円助成、低所得者の入居者には家賃を最大で月40千円、入居時の家賃、債務保証料60千円まで補助しますとなっています。空き家活用の方法の一つとして新制度の利用を考えてはどうですか。

以上、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の2点目でございます。空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

その中で、1つ目が本町の空き家の状況はでございます。

和歌山県空き家バンクへの登録は、原則、空き家の持ち主が行うものでございます。現段階での空き家の把握につきましては、昨年、各地区皆様のご協力のもと調査いただいた使用可能と判断できる空き家の情報のみとなっております。

議員がイメージされている空き家、廃屋に類する建物全てを町がデータベース化することは考えてございません。来年度、本町が和歌山県空き家バンクへ登録できるよう、和歌山県の指導のもと、町が準備しなければならないことを今年度中に整え、来年度には使用可能な空き家の持ち主に空き家バンクへの登録お願いや登録方法などを通知、説明する予定で進めてございます。その後、ホームページや広報みはまで周知したいと考えてございます。

2つ目でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の問題点は何かにお答えいたします。

国土交通省の発表した資料では、全国で代執行まで至った件数は11件しかないというのは議員ご指摘のとおりでございます。法律の問題点といえますか代執行まで至らない理由は、町が代執行して廃屋の除却を行っても、その費用につきまして回収できないことが容易に想像できることだと思えます。特定空き家の状態までになるには、所有者が全く不

明であるか、それとも支払い能力がない場合がほとんどであり、都市部の一等地であれば除却費用が支払われない場合に、その土地を差し押さえして売却するという方法も考えられますが、地方の町では、売却しても費用の大部分は持ち出しとなると思います。あくまで個人の財産であるので、町がかわりに除却をするには、費用を回収できる見込みがあるのでのこと思っておりますので、特別措置法による代執行が進まない最大の要因はこのあたりだと思っております。

3つ目でございます。早急に空き家対策計画を策定しないのか、詳しい実態調査の実施が必要ではないかにお答えいたします。

空き家等対策計画の策定につきましては、現在まだ進んでございません。また、計画の策定により除却や空き家の活用につきまして補助があるという件につきましても、詳細は把握できてございません。実態調査につきましては、昨年、区長会のご協力のもと、特定空き家に該当しそうな廃屋をリストアップしていただき、総務政策課のほうで確認した軒数が53軒となっております。また、活用できそうな古家につきましても、区長会で調査しリストアップしていただきました。いつ対策計画の策定をするか、まだ決めてはございませんが、今後検討したいと思っております。

4点目でございます。改正住宅セーフティネット法に基づく新制度の利用を考えてはどうかにお答えいたします。

先月の議会からの文書質問にもお答えしましたように、10月25日に施行された改正住宅セーフティネット法につきましては、空き家を貸したい人が高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居するにつきまして、入居を拒まない旨を県が提供するシステムに登録することで、借りたい人と貸したい人との間を橋渡しする仕組みとなっております。空き家バンク制度とは別のものですが、県の登録制度が仲介の役割をするので安心が得られるという点では、空き家バンクと類似の制度であると言えます。実際の橋渡しの業務は、県が指定するNPO法人などの居住支援法人が行うことになるようでございます。県の制度でございますので詳細は把握してございませんが、空き家活用の方法の一つとして注目していきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

空き家の問題はこれから大変な問題になるのではないかなと思うのを一つの身近な例で挙げますと、私は西中の6班という18軒の班になっているんですが、その18軒のうち、もう既に3軒が空き家に、亡くなったりしてなっています。15軒残っているんですが、ところがこれ、10年後にどうなるか。私自身の家も老夫婦ですので、10年たったらもう空き家になっているかもわかりません。そんなのを考えたら、もうそういう高齢者のひとり暮らしの家が1軒と、老夫婦、後期高齢者以上の夫婦の家は5軒あるわけです。そうしますと、10年たったらさらに空き家がふえるのではないかな、こういうふうに非常に思います。だから、早く空き家対策を町としてもやっておかなあかんの違うんかなと思う

のが一つです。

それから、これをやったら非常にいい話を一つ聞いたんです。同じ西中の人ですけども、近所に空き家があって、そこへ子どもらが入り込んで、もしかたばこらを吸うて火事になったらうちとこへも燃え移ってくるという苦情を聞きました。ちょっと役場にも申し上げたんですけども、ところが、これが除却されて新しい家が建ちました。古家解体で13軒、平成28年度には実績があるそうですが、それかどうかはわかりませんが、そこに3人の子どもを持った夫婦が入居することになったんです。そうしますと、その近所の人はとてもよかったです。安心やし、子どもの声がいっぱい聞こえてというふうに、この前そんな話を聞きました。つまり、空き家をなくして新しい人が住むことになったら、本当に町づくりということでも一歩前進するのではないかなと、こういうふうに思います。

そこで、これは意見ですけども、質問ですが、一つは、区長会に依頼して調査をしたというふうに言われましたが、これは、区長会とも協力しながらやっぱり町がリーダーシップをとってせんならん調査ではないかなと考えますが、これについてはどうでしょうか。

それから2つ目、53軒が廃屋のようなものやと言われましたが、この53軒全てが所有者不明なんですか。所有者不明が53軒の廃屋に近いようなもの、もし今、非常に難しいのは、所有者がわからんからというお話でしたので、53軒全て所有者がわからんのか、そういうふうなことを2つ目、お願いします。

それから3つ目は、空き家対策、これは龍神議員の質問に町長は前向きに進めていきたいと、このように答弁をされておりました。ところが、これは平成27年ですから既に2年たっているんですが、ほとんど進んでないんです。やっぱりこれは本当に真剣になって進めていかなあかんのではないか、そのためにはまず実態調査、そして空き家対策計画、これを早くせんとあかんの違うんかなと思う。この3つの点についてお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 中西議員にお答えいたします。

1点目の区長会に依頼した調査の件についてでございますけれども、総務のほうではこの廃屋に限っての話になるんですけども、昨年、区長会に依頼する前に、その前にも一度各課の職員さんにご協力いただいて、自分の住む地域の実態を把握してくれということで一度調査を行った経緯がございます。その調査を行ったんですけども、昨年この特別措置法ができたこともあって、改めて区長会さんに再度調査をお願いしたと。そのときには、廃屋と言われるようなもうなかなか住むにも難しいというような家については、赤い色をつけてください、それと、空き家でまだまだ活用というか、貸したりとか、もし続けて住めるような家があれば青い色で塗ってくださいというふうなお願いをして、地図で示してもらったものを集約したものでございます。

それに基づいて、また再度廃屋については町でももう一度現地を確認してございますの

で、町と区長会さんと協力した上で実態把握というか、調査を行ったということでございます。

それと、廃屋と思われる53軒の所有者の関係ですけれども、所有者が全てわからないということではございません。所有者の方がわかっているものもあれば、もう全くわからないというケースもございます。ちょっと内訳については把握してございません。

それと、実態調査及び計画策定についての今後の見通しなんですけれども、特別措置法自体が、一つは使っていない家を活用しようという観点、それと、もう危険で全く使えないような家を除却していこうという2つの観点があると思います。計画自体も2つの視点から活用の方向と除却の方向について町の計画として定めていくというものでございます。周辺町でも幾つか、管内では由良町さんが先駆けてつくっているんですけれども、まだまだ計画策定には至っていないところが大部分でございますので、今後、先ほど御坊市の例も議員が挙げられていましたので、そういう体制づくりから始まって、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再々質問を1つだけ。

53軒は所有者がわかっているものも、分類はわからんけれどもあるということでした。特別措置法でいいますと、特定空き家の勧告をしたら固定資産税の軽減措置が除外されて固定資産税が6倍になるとかあるんで、所有者がわかっているところはそういう勧告をして、固定資産税が6倍になるぞというようなことでできんのでしょうかということをお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 所有者がわかっている分について、今おっしゃられるような対策をとっていくということも一つかと思えます。ただ、53軒のうち、例えば三尾でそのうち20軒とかいう形で本当にもう所有者がわからない、またはそもそも固定資産税がかかっていないというふうなケースもございます。そういう勧告にまで今のところ至っていないんですけれども、そういう方法が有効であればそれも含めて、さきの計画づくりと含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 非常に難しい問題だと思いますけれども、大変なことになると思いますのでよろしくお願いします。

それでは、3点目の質問に移ります。

町内に残る戦跡を保存し、平和教育の教材にという質問ですが、日高の平和委員会は、和歌山県平和委員会から提供された紀伊防衛隊築城施設要図をもとに日高地方の戦跡調査に取り組み、昨年とことし、2回にわたって報告会を開きました。ことし11月には丸山

と入山、本ノ脇の戦跡のフィールドワークが実施され、塹壕や地下壕などを私も参加して見学しました。私は2回の報告会とフィールドワークに参加し、これらは平和教育の教材になるのではと思いました。

1944年7月のサイパン陥落によって米軍の本土空襲作戦が現実のものとなり、1945年3月10日には東京大空襲、同月、米軍は沖縄に艦砲射撃、じゅうたん爆撃を行って上陸、住民を巻き込んだ激しい地上戦が繰り広げられました。

こうした状況下、本土防衛のための陸軍部隊の組織改編が行われました。1945年4月13日に策定された近畿地方防衛準備要綱要図によりますと、三重県の南牟婁郡から和歌山県、大阪、泉南、兵庫県、淡路を結ぶ大阪湾岸防衛地帯、これをずっと結んだんですが、和歌山県は全部が前線になっています。防衛してくれんとところに置かれています。その外に置かれた和歌山市の144師団、御坊地区123旅団の任務は、最前線で米軍と戦闘する軍隊と位置づけられ、塹壕、タコつぼ、地下壕、トーチカ、砲の下方の陣地づくりが突貫工事で行われました。塹壕やトーチカを設置した地図が紀伊防衛隊築城施設要図です。「和田小学校沿革史」には、学校が兵の宿舎となり、二部教授実施等の記述があり、日高新報「その日がくる前に」には、和田村常德寺に陸軍一個小隊40人、50人が駐屯し、松林に直径1.5メートルほどのタコつぼを掘り、米軍の侵攻を阻止しようとしたとあります。

本土決戦に備えて、日高地方の各小学校に兵隊が駐屯しました。そのほとんどは40過ぎの老兵で、銃は2人か3人に1丁、竹の水筒を肩に、スコープとつるはしで西山に軍用道路をつけ、防空壕やトーチカづくりに励みました。食事は、柳行李に入った雑穀のご飯にかぼちゃの塩汁だったそうです。子どもたちも塹壕づくりに動員されました。夫は和田国民学校の2年生だったと思いますが、この土を運んだということです。

11月19日の戦跡フィールドワークで見学したのは、野口の砲台跡とトーチカ、入山の塹壕、本ノ脇の塹壕2カ所です。塹壕やトーチカは雑木や竹に覆われ、崩落したものもあり、また、ごみ捨て場とされているものもあります。入山や本ノ脇の残された塹壕などを整備し、看板を設置して戦争の愚かさを学ぶ教材に利用してはと思いますが、どう考えますか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の3点目でございます。町内に残る戦跡を保存し、平和教育の教材にでございます。

その中で、入山、本ノ脇に残る戦跡、塹壕、トーチカ等の幾つかを整備し、看板を設置して平和教育に利用できないのかにお答えいたします。

議員がおっしゃるように、平和について考え、平和を維持するためにはどのような施策を行えばよいのかということについて、継続して考えていくことは大切であると思います。日本国憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し」というくだりがございます。さらに第9条には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」とい

うことがうたわれてございます。国民一人一人が平和を求めていくことは、重要かつ必要なことであると考えてございます。

そんな中、地域に残る戦跡を保存し平和教育の教材として活用できるように整備することにつきましては、悲惨な戦争の傷跡を後の世代に受け継ぎ、今後戦争のない平和な世の中をつくっていく上で有効な一つの方策であると考えてございます。

しかしながら、平和についての教育を進めていく方法はほかにもあると考えます。このことにつきましては教育委員会とも意見交換をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

よって、現在のところ入山、本ノ脇に残る戦跡を整備することは考えてございません。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 中西議員の町内に残る戦跡を保存し、平和教育の教材に利用できないかというご質問にお答えをいたします。

日本国憲法を受け、教育基本法には、日本国民がたゆまぬ努力により世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること、また、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと明記されてございます。

町内の各小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校生活全般において日々友達と仲よくすることなど、つまりは平和の大切さについて指導しているところでございます。また、社会科の授業の中では、人々が協力してよりよき社会、平和な社会を構築し維持していくために、人々はどのような取り組みをし、どのような歴史的事実があったのかということを考えさせることを通して、将来の平和な世の中の構築について指導を行ってございます。また、毎年夏休み中の登校日には、各校が独自に平和の大切さ、戦争等の悲惨さを児童・生徒に示すなど、平和学習の機会を設けているところでございます。

そんな中、入山及び本ノ脇の戦跡を整備し、平和教育の教材にしてはどうかというご提案ではありますが、確かに平和な世の中を継承していく方途の一つとして、過去の悲惨な戦跡を見学し、戦争について考えさせることは大切なことであると考えます。特に地元にある戦跡を教材にすることは、児童・生徒の学習意欲を喚起することにもつながっていくと考えます。今後、授業を行う中で見学の必要性を教員が感じた場合等には、見学しやすい状況をつくることも必要になってくるのではないかと考えますが、現在のところはそのような状況にはございません。

なお、授業で活用する資料としては、現場の地図、画像、映像などを活用することは有効であると考えますので、必要に応じ児童・生徒への指導に生かすことができると考えてございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

もう72年間戦争がなかったわけですから、この議場でも戦争を経験した人は私ぐらい

ではないかなと思うんです、私は昭和16年生まれですから。それでも3つか4つですからちゃんとは覚えていませんけれども。そういうような中で、本当に教育長が言われたように教員の方でなかなかそういう、若い教員の方やおじいちゃん、おばあちゃんも戦争を知らんというような世代になってきていると思いますので、なかなかこれを教材にというのは難しいかと思いますが、ぜひ、まず教員の方にでもそれを知っていただいて、地図とか画像とかやったらということですので、そういうものもまたできたら提供させていただきたいと思っております。

そこで質問ですが、松洋中では8月22日の2年生の登校日に平和学習をやったそうですけれども、その中身について少し教えてください。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 中西議員についてお答えをいたします。

松洋中学校では毎年夏休みにやっているわけですが、本年度はご指摘のとおり、2年生で行いました。本年度はDVDを視聴ということであります。これ、タイトルは「さとうきび畑の詩」ということで、サブタイトルは「清ら島 沖縄」という、その内容について、32分間ぐらいですけれども、DVDを見て、後は教員と生徒で話をするという、そういうふうなことをやっております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 沖縄戦のあれをDVDで見られたということで、身近なところでもいろいろありますので、そういう教材もまた探していただけたらということをお願いして、次の4つ目の質問にいきます。

最後の質問ですが、Jアラートによる避難訓練というふうに書いているんですけれども、これミサイルの発射の避難訓練です。もちろんJアラートを使った自然災害の津波やそういうのは当然行われていいと思うんですけれども、Jアラートによるミサイル発射の避難訓練はおかしいんじゃないかということですが、そのことを最後に質問します。

ことしの漢字1字に、きょうは新聞に出ておりましたが、「北」が選ばれました。やっぱりこれ、北朝鮮のミサイルとか核実験とか、あるいは木造船の漂着とかいろいろ騒がしいことがありましたので「北」が選ばれたということもあるかと思いますが、北朝鮮による核実験や弾道ミサイルの発射は平和にとって大きな脅威となっています。しばらく鎮静化したのかと思っていまして、再び11月末に弾道ミサイルが日本海に落下しました。通告もなしに弾道ミサイルを発射する、特に8月のような日本列島を飛び越える発射は大変危険なもので、また核実験も、核兵器をなくするという国際社会の流れに真っ向から背くものです。

ついでに言いますと、12月10日には核兵器禁止条約採択に尽力したICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）へのノーベル平和賞の授賞式が行われました。核兵器のない世界を願う、こういう国際的な流れは大きくなっています。そうした中で北朝鮮は、また来

年核実験をするのではないかとされています。こうした北朝鮮の暴挙は許されるものではありません。

今一番心配なことは、北朝鮮とアメリカの軍事的緊張がエスカレートして、偶発や誤算によって軍事的衝突が起こるのではないかとことです。軍事的衝突が起これば、この地域に与える損害ははかり知れないし、日本も例外ではなく深刻な被害を受けるのではないかと危惧します。

例えば、北朝鮮は日本の米軍基地や原子力発電所を標的にすると言っておりますが、この前、トランプ大統領が来日しました。そのときにおり立ったのが横田基地でした。横田の米軍基地におり立ちました。また、出発したのも横田基地でした。軍事を非常に考えているのかなと恐ろしくなつたんですけれども、横田基地というのは東京のすぐ近く、首都の周辺です。そこへもしそんなものが落とされたらどれだけの人的被害ができるか、非常に恐ろしいと思います。菅官房長官ですか、あの人は絶対に日本はどれだけ被害があるかということには答えませんが、そやけど想像できると思います。何としても軍事的衝突を避けなければならない。そのためには制裁を強化する、これは今、世界一致して強化していますが、それと同時に外交的解決を目指す必要があるのではないかと思います。

政府は、テレビや新聞などを使って弾道ミサイル落下時の行動についてを大宣伝しました。これによりますと、Jアラートが鳴ったら落ちついて直ちに行動してくださいとして、屋外にいる場合は頑丈な建物や地下に避難する、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合、窓から離れるか窓のない部屋に移動するとあります。さきの戦争のときの防空ごうや防空頭巾、バケツリレーや竹やり訓練を想起しました。核兵器が発射される、原発にミサイルが打ち込まれるという現代の戦争にこんな避難行動は全く役に立たず、かえって住民の不安をかき立てるだけではないでしょうか。地震、津波などの自然災害は事前に防ぐことはできません。ですから、避難場所をつくり、避難訓練を繰り返すことで犠牲者をゼロに近づけることができます。しかし、戦争は人間が起こすものですから防ぐことができます。Jアラートや避難を必要としない状況をつくることや、そのためにも米朝の対話を促す外交努力が必要ではないでしょうか。先ほども町長、教育長の答弁に言われましたが、恒久の平和とか憲法9条、この精神が非常に大事ではないかと思えます。

政府と自治体によるJアラートを使ったミサイル避難訓練が行われた自治体、近畿では兵庫県西宮市など全国で24市町だと聞いております。さらに、新聞によりますと、12月1日には福岡市で、12月9日には高松市でJアラートを使ったミサイルの訓練が行われたそうですけれども、こういうふうな訓練は効果があり、必要と考えますか。

以上、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の4点目でございます。

Jアラートによる避難訓練は時代錯誤ではのお尋ねの中で、Jアラートを使った避難訓

練は効果があり、必要と考えるのかにお答えいたします。

まず、緊迫する北朝鮮行政は憂慮いたしますが、全国瞬時警報システムJアラートは、ミサイルが日本に向けて発射された際など、その情報を住民の方にいち早く伝達する目的で国が設置しているものであるため、その評価を自治体の首長がするものではないと考えてございます。また、Jアラートのシステム自体は、ミサイル発射などの際以外にも、議員がおっしゃるとおり、気象警報、津波注意報、火山の噴火などの場合にも活用されているシステムであることをご理解願いたいと改めて思います。

さて、ミサイル発射に備えた避難訓練でございますが、確かに住民の不安をあおるだけというのはそのとおりかもしれません。現時点はそのような訓練は考えてございません。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 再質問です。

現時点では訓練は考えていない、このことをしっかりと覚えておきたいと思えます。国からまた何か言うてくるかもわかりませんが、そういうことは効果ないと、地面に伏せて頭ら防いで、そんなミサイルやら核兵器では全然あきませんね。第二次世界大戦でもそんな地面に伏せて頭を隠してもあかんかったわけですから、日露戦争ぐらいではいいかわかりませんが、そういうふうなことで、このことはしっかりと覚えておいて、訓練は考えていないということ、いい答弁をいただいたということで、私の質問はこれで終わります。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分です。

午前十一時三十六分休憩

午後一時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

第4回定例会の一般質問に当たり、2点について質問させていただきたいと思えます。

地方創生という言葉は定義づけて明文化されたものは存在しないと言われていますが、主に第2次安倍内閣からの地方活性化への取り組みや事業を指して使われています。2014年9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、2014年12月にまち・ひと・しごと創生法としてまち・ひと・しごと創生本部は内閣設置の法定組織となりました。そして、地方の活性化を目指す方法論としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、急速に進む日本の少子高齢化に対応、人口問題に歯どめをかけるべく施策されています。この施策を実現するには、人口が首都圏に集中することを食いとめ、各地方自治体がワークバランスを保って日本の社会全体を元気あるものにしていくことが重要と記されていま

す。

当町も国と取り組んで西山統括官を招請し、まだ西山統括官がおられない平成27年7月を皮切りに、平成27年8月、9月、そして西山統括官を交えての平成28年5月から平成29年10月まで、議員にもわかるように計8回、全員協議会の中で説明をしていただきました。

さて、本題ですが、私自身、平成29年の第1回定例会、第2回定例会と質問させていただいておりますが、私も理解している部分もありますが、わからない部分、また聞きたい部分もありますので、あえてもう一度質問させていただきたいと思います。

1つ目、アンテナショップMIHAMAに地域おこし協力隊の方が2名来られています。アンテナショップMIHAMA開催日には精力的に活動されておられ、フェイスブック等も活用され、活発に動いておられると思います。しかしながら、平日にはやはり役場にいることが多いのですが、平日は主にどういったことをされているのでしょうか。

2番目、また、アンテナショップMIHAMAは運営していることに意義があるということは、活性化になっているということも充分理解しております。しかしながら、一度は収支や内容も知っておきたいと住民さんからの声を聞いたことがあるのですが、内容はともかくとして、ここ1年間の収支状況を教えていただきたいと思います。

そして3つ目、日ノ岬・アメリカ村再生協議会を立ち上げられてご苦労や大変さはひしひしと伝わっておりますが、いざ立ち上げ後の従業員の人員確保の問題や、今後の運営の展開などをお聞かせ願いたいと思います。また、その取り決め方はどのようにお考えでしょうか。

4つ目、西山統括官の任期が迫っていますが、以前から私も同僚議員も何度も質問した経緯もありますが、今後どういった形で取り組んでいくのか、残りあと3カ月余りだと思いますが、そろそろ決断の時期ではないでしょうか。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の1つ目でございます。わが町の地方創生についてのご質問で4項目がございます。

1つ目が、地域おこし協力隊の方は平日はどういったことをしているのかにお答えいたします。

既にご存じのとおり、美浜町には2名の方が地域おこし協力隊としていらっしゃいます。1名は7月15日より活動を開始し、アンテナショップMIHAMAの運営に携わり、全ての営業日に店舗で勤務してございます。平日は、出店者をふやすための訪問活動や営業の準備、イベントの企画考案などに取り組んでいます。訪問活動を始めてから、野菜の部4件、雑貨の部2件の計6件の新規出店者を獲得してございます。

もう一名は、11月1日から主に役場で勤務してございます。まだ勤務を開始したばかりでございますが、ウェブデザイン技能士という資格を生かして、アンテナショップ内の

ポスターやチラシのデザイン作成のほか、先日の松原地区高台避難場所の竣工式でも上映した高台着工前から完成までを記録した写真や動画の素材を用いた「松原高台ができるまで」という動画の制作編集作業を行いました。この方には今後、移住推進などの業務にも取り組んでもらう予定でございます。

また、2名には和歌山県などが行う地域おこし協力隊の研修にも積極的に参加し、美浜町以外の地域おこし協力隊との情報交換や親睦を図っているとも聞いてございます。

いずれにいたしましても、今後いろいろと地域活性につながる取り組みや美浜の魅力を発信していただきたいと期待しているところでございます。

2つ目でございます。アンテナショップMIHAMAのこの1年間の収支状況はにお答えいたします。

アンテナショップMIHAMAは昨年11月から運営を開始しましたが、平成28年度の営業につきましてはプロジェクトチームによる試験運営のため、収支はございません。

今年度4月から11月の収支状況についてお答えいたします。4月から11月までの総売り上げが2,879,275円で、売り上げのうち10%を役場が販売手数料として徴収いたしますので、役場の収入が287,927円でございます。人件費といたしまして臨時の職員2名分318,000円となりますので、収支はマイナス30,073円となっております。

3つ目でございます。日ノ岬・アメリカ村再生協議会の今後の運営の展望はのお尋ねでございます。

来年度以降、カナダミュージアム、アメリカ村レストラン、ゲストハウスの営業が開始されるため、それらで働く従業員の確保や運営方法については遅くとも今年度中には詰めておく必要があります。これらの施設の運営につきましてはアメリカ村再生協議会の部会を母体とするNPOが行う予定であり、去る12月10日に設立総会を開催し、来年2月の設立認可を目指して準備中でございます。

従業員につきましては、基本的にはNPOメンバーが従事することになりますが、特にレストランやゲストハウスは業務に習熟した人材が必要であると考えており、NPOの各部門の責任者と協議をしながら鋭意検討を進めているところでございます。

なお、従業員の賃金につきましては地方創生推進交付金から手当することも可能であると確認してございます。

4つ目でございます。西山統括官の任期についての考えはにお答えいたします。

去る6月議会での北村議員、そして9月議会での繁田議員のご質問に対し、制度の要綱によると勤務期間は2年と申し上げてきましたし、現在もその考えは変わりません。西山統括官につきましては来年3月末で一区切りと考えてございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 大前提としまして、私は最初からこのプロジェクトは賛成ですと、頑張りましょうということでお話しさせていただいておりました。いろいろあるとは思

ますが、まず、1点目の地域おこし協力隊、これはもちろんこれからのお仕事となってきますもので、そこからとやかく言うつもりはございません。ただ、できることなら三尾のプロジェクトにしても吉原のプロジェクトにしてもやっぱりどんどん参加していただいて、地域おこし協力隊を呼んだ意味というのを、煙樹ヶ浜のプロジェクトをされるということはもちろんのこと、あとの2つもやっていただきたいということではありますが、1個だけ、移住推進とは具体的にどんなことをやられるんですかということがまず1つ目のことです。

もう一つのアンテナショップMIHAMAの収支ということなんですが、先ほども述べさせてもろうていると思うんですけども、運営することに意義があると私も常々そう思っております、収支はどうかのじゃないと。しかしながら、最初の営業年やということもありまして、議員を初め住民の皆さんも一回聞いてみようかというお話もよくお聞きします。ただ、私も若いころから営業畑でいろいろ会社経営もさせてもらいましたけれども、これは売り上げが何ぼですと、そのうちの売り上げの10%が販売手数料ですと、人件費は幾らですと、それ以外は収支じゃないというんであられるなら、もうそれはそれで結構なんです。例えば光熱費もそうやし、収支というんやったら収支なりのお答えをいただきたいなど。今出せるんであれば、例えば他所から出ているというんであればそれはそれで結構なんで、そういうお答えで。これが例えば30,000円のマイナスやというんであればそれでも結構です。そういうお答えの仕方をしていただきたい。

次、日ノ岬・アメリカ村再生事業のことなんですが、平成29年第2回定例会の一般質問、町長の答弁で、北村議員、いろんな形でご指摘はありがたいと、そして、それとともにまたバックアップということも重ねてお願いしたいと言うていただきました。そこからはや6カ月、今ではNPO法人の立ち上げまで来てうれしいということ、NPO法人の立ち上げを迎え、それはうれしいことだと、しかし残念ながら、議会としてはなかなか参加することができず、全員協議会でお聞きするか個人的にお話をお聞きするか、大変よい意味ではありますが、このプロジェクトがどんどん前へ行っているということは、ごてごてのときもありましたけれども、すごくいいと思います。ここはもう先ほど前段の田淵議員ともお話がかぶるところが多々あるんですが、そこはご了承ください。

私の場合の答弁の回答ですが、簡単に言えばアメリカ村レストランの従業員確保も運営側がやっていく、NPO法人協議会がやっていくということで、運営のほうも簡単に言えばそっちでやっていくというお話で、先ほどもそういう田淵議員のときのお話もそうでした。

そこで質問です。この答弁をもう一度、かぶっているのはすみません。答弁を見る限り、やはり運営や人員確保はアメリカ村再生協議会やNPO法人に任せるということで変わらないかということと、そうなりますと運営費も協議会を通じてNPO法人にいくということになりますが、NPO法人の運営状況の確認や経理状況の監査システムなどどういうふうな形で関与されていくのか、これも先ほどとかぶっているかもわかりませんが、そ

してまた、成功、失敗にかかわらず責任はどこにあるようになってくるのかということ、この3つ、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の再質問ということでお答えいたします。

1点目の地域おこし協力隊という形の中の移住推進ということでございます。先ほども中西議員のときもご答弁させていただきましたが、本当、いろんな形で日本というか和歌山というか、美浜もそうなんですけれども、多くの空き家等々がふえておるのが現状でございます。そういった空き家を何とか解消できないか、そしてまた、いろんな形で美浜町に住んでいただきたいというふうなアピールというんですか、PR等々も含めた中で、現在は地域おこし協力隊のお一人の方にはそういったことに対しまして今後取り組んでいただきたいということをお願いしている状況でございます。

そして、2点目のアンテナショップの収支ということでございますが、先ほど私自身ご答弁させていただいたのは、プラスのほうでは販売手数料の、議員がご存じのとおり10%ということでご答弁させていただきまして、あとは支出のほうでは臨時の方の賃金ということでご答弁させていただきました。おっしゃるとおり細かく言えば、水道代もそうでございます、光熱水費というような形もございます。あと、あそこであれば電話等々もございますので、一つ一つというか、精査していけばそういった形もあろうかと思いますが、先ほど私自身は本当に大きな、大まかな形でご答弁させていただいたということで、ご理解賜りたいなと思ってございます。

アンテナショップということで、北村議員もいろんな形でご支援を頂戴しておると私は思っております。その中でやはりアンテナショップということ言えば、いろんな形で農産物とか、そしてインテリア関係等々もそうなんですけれども、1つより2つ、2つより3つというような形の中で多くの方の品ぞろえが来ていただける人に対しまして手に取って見てもらえるというふうな大きな要因もあろうかと思っておりますので、今後もそうなんですけれども、アンテナショップに関しましたら、先ほど地域おこし協力隊がいろんな形で農業者とかそういったところへ訪問させていただいて新規の獲得もしておるんです。今後は大きな品ぞろえとかその辺の関係もあろうかなと思ってございますので、またいろんな形でご支援、ご協力を賜りたいなと、このように思っております。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） まず、協議会NPOのチェックとかそういうのをどうするかということでよろしいのでしょうか。

先ほど田淵議員のときに、流れとしては役場のほうで事業計画を決めてあって、それに基づいて協議会ができ、日常的な運営をNPOということでございまして、やっぱり事業自体というか、予算というのは国のお金なんで、いずれにしても最終的には会計検査院の厳しいチェックがあるんで、NPOはある意味断続的に経営してもらわなきゃいけないんですけれども、それを野放図にするわけにはいかないので、今、役場とNPO協議会との

話し合いの中で、2カ月に1回ぐらいは支払いのチェックをしてもらって、交付金の要綱にのっとった支出をしているかどうかというのはチェックしてもらおうかと、そういうことはしております。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） それと、北村議員のお尋ねの中で、いろんな形の中で責任はどうなるかというようなご質問があったかと思うんですけど、よろしいですね。

先ほど田淵議員のときも私自身ご答弁させていただきましたが、いろんな形で地方創生ということで、先ほど北村議員の中で東京一極集中云々のお話もございました。そういった中で最終的に協議会という形をつくって、三尾の場合でしたらNPO法人ということで現在は準備中というような形になっておるんですけども、最終的にいろんな形でご努力をいただいて、もちろんスタートしたところでございます。マイナスということは私自身は考えてございませんが、先ほどご答弁させていただきましたのは、協議会のときも私自身お話しさせていただいたのは、まちがいろんな形でバックアップさせていただきます。町は逃げたりはしませんのでということで、今回も北村議員、これでご理解を賜りたいなと、このように思います。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 統括官の先ほどの僕の最後の4つ目のもう終わりですがというやつ、すみません、ちょっと抜けました。しかしながら、もう結構です。改めてはもうないですけども、言わせてもらいます。

ただ、その前の統括官の今のお話で監査的な役ということなんですが、先ほどお聞きしていると、国はもちろん町に対して監査する義務もあるでしょうし、監査できるということをおっしゃっていたと思うんですが、国から例えば監査が協議会も行って、もっと言うたらNPO法人までおりてきてもいけるのであれば、これはまたいい話ではありますが、なかなか恐らく町に補助金が出ているということであれば町までのような気もせんでもないんです。その辺というのはまだはっきりおわかりにならないという見解でいいんですか。

それでもう一個、まだわからんということにしても、やはり町から協議会には何らかのつながりと何らかの監査といいますか、変な意味じゃないんですけども、ほったらかさんというか、何らかのつながりをずっと持っていつておかないとだめだと私は思います。それがどんなつながり方かはわかりませんが、それは、ずっとつながってやっておられる以上は、つながっていかなあかんと思います。そこをおわかりになられたら、今の前段の質問はちょっとお願いしたいんです。

あと1個、町長、まことに言いにくいんですけども、今の企画3つ、やっぱりこれは町長が前へ出てはって、よっしゃ成功した、さすが町長やなど、町長あれやけど失敗したな、そやけど町長、わいが責任とるよと言うべきやと思うんです、まことに言いにくいんですが。

ほんなら、例えば町長、今のところ逃げるつもりもないですよと言うたとしても、ほん

なら誰が責任とるんよという話で、誰も今のところないわよと言うんか、誰やろうなと言うんか、この辺ちょっと1回お聞きしたいです。そやないと、今、吉原でやっておられるところもまだNPO法人をこれから立ち上げようとかかいう話になっておられると思うんですが、今後そのNPO法人もどうするんよと、責任の所在がわからんでなとなったときに、わしらに降りかかってくるんかなということも考えておられる方も出てくるかもわかりません。この辺は、やっぱり町でやっていることですし、国から町ということなんで、これはもう町長が、よっしゃわかった、わしが責任とるよとできれば言うていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

地方創生というような形の中で、そしてこういった形の地方創生統括官ということで、いろんな形でお招きしたのは最終的に私でございます。私の判断の中で、地方創生統括官ということで西山統括官をお招きいたしました。いろんな形を勘案したら、最終的な責任というのはどこになるかと言うたら、おのずからわかるということで私の答弁は終わりたいと思います。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員の補助金の監査のことについてお答えさせていただきます。

この件に関しては、統括官のほうは国の検査を説明していただいたと思うんですけども、当然補助金ですので、国の検査というのは町に入ります。これは、協議会に支出している分だけではないに、当然ハードの整備の分、ということはミュージアムの改修費用であったりレストランの費用であったり、そういう設計から工事、協議会に出ている補助金、これをひっくるめて全て検査は来ます。

美浜町といたしましては、国の検査に対して検査を受けるんですけども、美浜町といたしましては、協議会のほうへ補助金として支出させていただいている関係上、やはり実績報告などの提出は当然受けなければならない物件でございます。それに対しても監査というふうな形を必ずとっていきます。

それと、金額が補助金として大きいので、最後にどかっとなかなか持ってきていただいても、抜けということはないですけども、というところも十分考えられます。なので、例えば町の定例監査のような形で2カ月に1度または一月に1度監査していきたいなというふうに思っております。そこの部分については協議会の事務の方ともお話ししておるところでございます。協議会の事務の方も、やはり一気に持っていくんじゃないに、少しずつ見てほしいよというか監査してほしいよというような意見もいただいておりますので、そういう部分については当然監査していきます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 町長、ありがとうございますというか、また私も誠意を持ってこのプロジェクトには努力させていただきたいと、こう思います。

次の質問にいかせていただきます。

私の一般質問を振り返ってということですが、美浜町の議員にならせていただいて約3年、町行政に従事している方々のご苦勞は身にしみておるのが現状でございます。私ごときにして耳を傾けていただいている住民の皆様、執行部の皆様、同僚議員の皆様には、日々感謝で頭の下がる思いでございます。

以前にも質問させていただいたと思うんですが、接遇の問題も日に日によくなっていくのも私は実感しているところであります。中にはうーんと思う職員もおりますが、私自身も至らぬ点が多々あるかと思うところでございます。これも十人十色で、ある程度の個性だと理解しております。若い職員の中には、北村議員、議会の活性化をよろしくお願ひしますと大声で言うていただいて、職員と議員は車で言えば両輪の片方ずつですと、考え方の違いはありますが一緒に前を向いて走りましょと、こういう考えを私に堂々と言ってくれる職員には好意を抱くところであります。改めて、日ごろより町長を初め職員の皆様方のご努力と向上心のたまものだと感じさせられました。

そして、本題ですが、こういう前向きな発言もある中で、実際に前を向いていただいているのか、とまっているのか、後ろ向いているのかを質問させていただきます。

1つ目、平成28年第2回定例会、第4回定例会、平成29年第1回定例会と3度にわたり質問させていただいたふるさと納税、少し取りかかりが遅くなったような気もしますが、順調に伸びている兆しがあるとお聞きもしており、うれしい限りではありますが、現在の状況をお教えいただきたいと思います。

平成28年第4回定例会、町有財産（和田西地区など）普通財産の売却についての進捗状況、また、これに付随した平成29年第2回定例会で税収増、人口減の抑制策について、遊休地を宅地化にすることで将来税収増、人口減にもつながるのではないかと質問させていただきました。その後、普通財産などの売却は進展しましたか。

3つ目、去年埋め立てが完成し、そろそろ1年になる下の池の今後はどうするおつもりですか。その後、地区と話し合いなどはしたのでしょうか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の2点目でございます。北村議員の私の一般質問を振り返ってという形の中で3項目でございます。

1点目、ふるさと納税の現在の状況はにお答えいたします。

ふるさと納税の現在までの状況ですが、12月に入って急激に寄附額がふえてございまして、歳入では当初予算に計上している寄附額を既に上回っており、歳出では返礼品と事務手数料で予算が足りないかもしれないという状況になってきているところでございます。これまでの地道な努力はもちろんです、大きく伸びたのは、11月後半からそれまでの

インターネット取り扱い業者を1社から3社にふやしたこと、返礼品を取り扱う業者の品目を地元産にこだわらず、ミカンや鶏肉などを加えたことが要因でございます。単にふるさと納税をふやすという視点では順調ではありますが、これまで返礼品としてご協力いただいている地元特産品が同じペースで伸びているわけではないので、複雑な心境でもあります。また、返礼品の割合を一定の率以下に抑えるように引き続き国のほうからの強い指導があり、来年からはその対応も必要となりますので、楽観はできないと考えてございます。

2つ目でございます。和田西の町有財産など、普通財産の売却は進展したかのお尋ねでございます。

以前より、普通財産のうち和田の旧公営住宅跡地につきましては売却の方向で取り組んでいるとお答えしてまいりました。この土地につきましては、現在鑑定評価が済んで、現在は地目が道路の部分と宅地部分に分かれ、12月中をめどに分筆及び地目変更の手続を進めているところでございます。したがって、現時点では売却手続をするまでにはまだ至ってございません。

3つ目でございます。下の池を今後どうするのか、地区と話し合いをしたのかにお答えいたします。

下の池の造成が完成して以来、和田西中区長や役員の方とこの件について具体的に話し合いの場を持ったことはございません。今月末までには各地区からの要望も出てくる予定でございます。

いつまでにどうするかという案は現在のところ持ち合わせていませんが、地区の要望をお聞きするとともに、一方では売却の可能性も視野に入れて検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ふるさと納税の大躍進、素晴らしいと私は思います。

11月末でしたか、私が何げなく携帯電話をぼちぼちとさわっておりますと、北朝鮮がミサイルの兆候がある、美浜町がさとふる参戦、大相撲が問題あると。あれっと思って読み直して、美浜町が全国版に、グーグルやったんですけれども、多分最初の始まりやったと思うんです。全国版に美浜町がさとふる参戦とぼちっと出ていたんです。私は思わずそのまま総務課まで走って、これすごいやないか、全国版やでというて話をしたんですけれども、それがちょうど立ち上げて1日目ぐらいやったと思います。ほんならもうその次から結構爆発的というか、出ているということで、すごくうれしく思います。日ごろの努力のたまものだなと、担当課、担当職員にはすごいなど。

そこには、おっしゃるようにミカンや鳥肉や、例えば鍋の材料やということで、町長もおっしゃったように地元のやつは出ていないんですが、今いただけるものがあれば、言い方は悪いですが、違反でなければどんどんいただいて、やめろと言われるまで、今こういう時代ですから、税収アップには財源確保、税収アップに少しでもつながるかと思

います。

こちらは、将来の展望をまだまだこれからどうしていくんやよとか、何件で幾らあるんやよとかいうことが現状でわかれば、それをまたお聞かせください。

もう一つは町有財産のほうなんですが、こちらも言えば税収アップ、先ほど田淵議員のときに紙をいただいたもの、第7次のあれがありましたよね。あれもこういう税収のところはゼロでした。こういう普通財産も売っていけばと思います。

第1回定例会は、当時は現高野議長がおっしゃったのを皮切りに2度程度質問させていただいております。もちろん、議会で言うだけでなく、何度か総務にも足を運ばせていただいて、どうですかどうですかとお聞きしたことは覚えてはると思います。

また、言いますけれども、早う売らましようよと、売ったほうが楽とちやいますか、草刈りもせんでええしと。転売した土地代金は町に入りますし、そこに町外の方が来ていただいてもろもろの税金、そこに住んでいたいただいた新たな住民さんの活躍、人口増、財産台帳にもまだたくさんありますよね。何千坪、何百㎡、1万ぐらいあると思います。ふるさと納税じゃないですけども、ヤフーの官公庁オークション、以前も言わせてもらったと思います。約1,750ぐらいの自治団体の中で1,100ぐらいが登録していると言っておられます。真実は定かではないですが、それは明記されておりました。

そういう減り続ける人口と税収のカバー、普通財産の売却、これが一番効率がよいかと思います、いかがですか。売却すると言っていたら1年半ぐらいたっているんですが、いろんな障害があると思いますが、手続にそれぐらいやっぱり時間かかるんでしょうね。と思います。ぜひこの件もひとつお願いしたいなと思います。

そして、最後の質問なんですが、これはもちろんおっしゃるとおり、地区と町がお話しされてということなんですが、これも、できれば憩いの広場を先頭に公園整備もできますし、グラウンドゴルフ、ゲートボール、防災倉庫の置き場所、住宅地はなしとして、こういうお話も西中の皆さんから出ておりますので、早急にどちらにするかということをお願いしたいと思います。

ただ、1点だけ、今まで出てけえへんかった中に売却というお言葉が入っておられました、答弁の中に。この売却の意味をちょっと教えていただきたいなと。この3点、よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

1点目のふるさと納税、先ほど私自身ご答弁させていただいたとおり、インターネットの取り扱い業者が1社から2つプラスしたということと、そして地元産ではないのを美浜町のふるさと納税というような形でしたということが現実でございます。

だから、そういった形でいえば、もちろん地元産品もいろんな形で頑張ってくださいまして、急激じゃないですけども右肩上がりもしくは並行というような形なんですけれども、その辺が逆バージョンでいえば痛しかゆしのところもあるかなというような形

で思っております。

ただ、いろんな形で、北村議員がおっしゃるとおり、うちこのふるさと納税という形でございますので、うちのところの歳入ということで入ってくるのでございますので、その辺につきましてはありがたいなと、その辺の認識も持っております。

続きまして、2点目の和田西の町有財産の売却ということでございますが、やっここまでこぎつけたというような状況でございますが、現時点でいえば分筆と、そして地目変更ということで今進めておる状況でございますので、遅いというような形のお叱りもあろうかと思っておりますけれども、もうある程度めどがついておるといふような状況でございます。登記というようなことでございます。

そして、3点目の売却の可能性ということでございますが、今は下の池ということで埋め立てをさせていただいて、フラットな土地というか空地ということでございますので、その辺につきまして、私どもとしては売却の可能性も視野に入れながら、地区の方ともご相談をしながら今後取り組んでいきたいなということで、私自身先ほどご答弁させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 北村議員に、ふるさと納税の現状、状況について詳細をご説明いたします。

午前中の田淵議員の質問の際に防災企画課のほうで提出いたしました行革の資料の中にふるさと納税という項目がありまして、そこに12月6日現在で寄附額が5,655千円というふうな金額が載っております。その後約1週間近くになってきて、2日ほど前の状況ではこれがもう7,000千円、8,000千円というふうな感じになっています。

先ほど町長からもありましたように、11月末に、具体的に名前を出してあれなんですけれども、それまで楽天さんという業者1社でずっと来たところをJTBふるさとチョイスさん、それとヤフーであるさとふるですか、この辺を同じくインターネットの取り扱い業者に追加いたしましたして、11月末から本格的にこの業者さんも取り扱いをしていただいたと。

ただ、実際伸びているのは楽天さんが扱っていますミカンが一番今主流で、用意をすれば1日、2日ですぐに出してしまうというふうな状況です。一番出ているのは1口5千円のもの聞いてございます。ですので、5千円のものでそれが5,000千、6,000千という増加につながっているわけですので、逆に件数で割りますと1,000件というふうにカウントできるかと思っております。

今後の展望というお話がございました。先ほど、これも町長からありましたように、4月に当時の高市総務大臣より、とにかく返礼品を3割以下に抑えなさいという強い指導がありまして、県からも直接私のところへ何度かそういう話に来ているんですけれども、もうちょっと待ってください、もうちょっと待ってくださいということで、せめて年末まで

待ってくださいということで、今大体5割ぐらいの返礼率で来ているわけなんです。これがいつまで待ってもらえるかという部分がありまして、やはり年明けからは3割というところに落ちつかせていかなければならないということがあります。

全国的に見ても、2年連続全国1位だった都城市で返礼率を、それまで5割から6割だったらしいですけども、それを3割に抑えたところ寄附額が激減したというふうな例があります。10分の1近くになったということですか、すごく激減したというふうなケースもあって、この辺が町長の答弁にもありました今後楽観できない部分と。引き続き、総務大臣がかわりましたけれども、やはり3割という指導は継続されるということですので、この辺の対応次第で今後も同じような伸びが見込めるかどうかというのが変わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 最後になります。

ふるさと納税、そうですか。都城、四十何億たしかあったと思うんで4億ぐらいになったということでしょうね、恐らく。それはもう結構です。

ちょこっと町長もおっしゃっていましたが、できれば地元のキュウリやトマト、しらす、お米、イチゴ、この辺も一緒になって売ればなと思うところがございます。これはすばらしいお話なので、これで結構です。

町有財産の件ですが、もちろん和田だけではないのはさっきも言わせてもろうたんですけども、今後こういうので税収アップしていただきたいなとちょこっと思うんです。どうですか。やっぱり大変なんでしょう。ちょっと僕、その大変さがわからん。担当者ベースでそうなっているのか、果たして大変なのかというところ、それをちょっと知りたいところがあります。

西中の下の池のことはよくわかりました。売却するということに対しての根拠は特にないということによろしいでしょうか。

ちょっと1個だけ、町有財産のところだけお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 旧和田団地の町有財産の売却についてのおくれている原因は何かというあたりでございます。

実際、夏ぐらいに県のほうへこういう土地を売却する場合の手法についていろいろと教えてもらいに行っていますので、その後、こういう分筆手続であるとか地目変更というのをスムーズに進めていけばもう少し早く売りに出すところまで行けていたのではないかと思います。少しその辺の事務手続が遅くなったかげんで、今月中に地目変更までやって1月には売りに出せるよというふうに今のところ考えているというふうに、担当からは報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は14時35分です。

午後二時二〇分休憩

——・——

午後二時三十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

3番、碓井議員の質問を許します。3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、1点目ですが、地域からも要望が出ていると思いますが、田井地区美浜大橋上流の通学路について教えていただきたいと思います。

当該道路は通学路として指定されていますが、道路には歩道のない場所があり、そこは車道以外は75cm程度の路側しかありません。しかも路側の外側はすぐガードレールになっており、もしものとき逃げる場所もありません。その上、制限速度は60kmになっています。

想像してください、道路の端を通学している小学生の後方から60kmで走行している車が追い越していくシーンを。非常に危険なことだと思いますが、町長のお考えを教えてください。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の1つ目でございます。田井地区通学路についてのご質問で、通学路の危険性に対する私の考えについてお答えいたします。

ご質問にあるところの町道田井和田中央線美浜大橋から北に向けての約350mの区間につきましては、上田井区より6月に通学路における交通安全対策をというご要望を頂戴しているところでございます。

これを受けまして、まずは付近4カ所に通学路注意と標示した通行車両に注意喚起する看板を設置するとともに、教育委員会や御坊警察署、道路管理者等の関係機関が参画する美浜町通学路安全推進協議会での合同点検時におきまして現地を確認し、その有効策を協議いたしてございます。

新しく歩道を設置するには周囲の状況から見て不可能であることから、現道の幅員構成を改めまして、御坊市側の路側帯を可能な限り広げることとし、児童と通行する車両との間のスペースを確保いたします。その上で、この路側帯に緑色のカラー舗装を施し、ドライバーに対しまして通学路であることを視覚的に認識してもらい、車両速度の抑制を図るとともに、歩行帯を明確化することで歩行者との接触事故の防止を図るものとします。

以上申し上げました当該区間における交通安全対策、路側帯の拡幅とグリーンベルトにつきましては、平成30年度におきまして社会資本整備総合交付金を活用して施工する予定であり、現在国のほうに事業採択を求めているところでございます。

さて、道路管理者や警察、学校、PTAなどといった各関係機関により構成されている美浜町通学路安全推進協議会では、毎年、各町内各所におきまして通学路の交通安全に関する課題が提起され、現地を見て回ってその解決策が検討されてございます。通学路における交通安全対策については、公共工事により対処可能なケースもあれば、工事では解決できない、工事が行えないケースもございますので、この協議会の場で学校やご家庭での交通安全指導や教育についてもお願いしているところでございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） では、再質問させていただきます。

まことに前向きなお答え、ありがとうございます。

ただいまの町長のご答弁によると、上田井地区の通学路については既に計画はでき上がり、あとは交付金次第、平成30年度において社会資本整備総合交付金を活用し施工する予定であるとのこと、事業の採択を求めているということなのですが、これ、交付していただけるのが前提やと思います。していただけない可能性というのはあるのかというのが一つと、それとカラー舗装、これをしていただけないということですが、この舗装の幅はどれくらいになりますか。この2点、お願いします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、事業採択の関係でございます。現在、県を通じて要望しているところでございます。万が一採択されなかった場合においては、担当課といたしましては町単独でも施工しようというふうに考えてございます。ただ、まだ予算査定前でございますので、これぐらいのコメントしかできかねます。

続きまして、幅でございます。今現在、当該箇所におきましては車道がそれぞれ3mずつ、ご質問にもありましたように路側帯が両サイド75cmずつというような状況でございます。

ここの幅員構成を見直しまして、あくまでも計画ですけれども、車道の幅をそれぞれ25cmずつ、3mから2.75に、それと西川のほうの路側帯を75cmから50cm、ここで75cmの幅が確保できますので、御坊市側のほうへそれを持っていきたいというふうに考えてございます。結果として、御坊市側のご質問の箇所の路側帯につきましては1.5mというふうに考えてございます。

ただ、再度施工前に現場でいろいろ設計を組んでいくに当たって、若干の減少幅というのもあり得る可能性も十分にあります。

以上でございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 町単でもやるという気概を持ったお答え、まことにうれしく思います。では、これはもうこれでありがたいので、次にいかせてもらいます。

2点目として、ことしの3月にもお尋ねしました陸上自衛隊和歌山駐屯地についてお尋ねします。

前回質問したときに、町長のお考えと私の考えはとても近いところにあると思います、また、今後もいろんな機会を通じて駐屯地の整備を続けたいとの答弁をいただいておりますが、あれから9カ月、何らかの進展はあったでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の2点目でございます。陸上自衛隊駐屯地についてのご質問で、和歌山駐屯地の今後にはお答えいたします。

和歌山駐屯地の今後につきましては、去る3月議会でも碓井議員のご質問をいただいているところでございます。

このときの答弁で、私はいろんな機会を通じて和歌山駐屯地の整備につきまして要望を続ける所存であり、防衛省の整備計画にぜひのせていただけますよう陳情等を継続してまいりますとお答えしてございます。

その後の経緯でございますが、3月末に今の外圍司令が着任挨拶に見えたときや55周年記念式典の場など、繰り返し駐屯地拡張の要望をお伝えしていますし、伊丹駐屯地の創立記念行事等々などに出席した際にも同様の要望を伝えているところでございます。

9カ月の間で具体的な進展はございませんが、今後もそうなんです、引き続きあらゆる機会に要望を継続してまいりたいなど、このように考えてございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 具体的な進展はないと。確かに難しい問題だとは思いますが、このまま放置しておいてよい問題でもないと思います。町長もいろいろなところにお出されて努力されていると思います、いろいろなところでお会いしますし、ですが、失礼ながら立ち話とかご挨拶、こういう中だったらそうそう話は進展しないんじゃないかと。

ことしの夏、私は予備自衛官中央訓練というのに参加してきました、東京でありまして。そのとき、いろんな階級のいろんな立場の人たちとお話ししたんですけども、私が議員であることを言わずに、和歌山駐屯地の今の状況、こういう広さや、津波が来たらつからんや、こういうことをお話ししたら口をそろえて言うのが、高台移転やなど、高台へかわらんといかんなど。でも美浜町に高台はないんやということ言ったら、ほんなら近くのどこかよそへ行けばというようなお話になります。これは多分、自衛隊のほうからしたら本心やと思います。町にいてる人はええように言ってくれますけれども、それが本来やと思います。

私も、そのように陸上幕僚長ともお会いすることができたんで、この話もお伝えして、また無理を言うこともあるかもわからん、また来させてもらうことがあるかもわかりませんというようなことは伝えているんですけども、これもまた挨拶、立ち話の中の一つなんで、これがどれだけの力を持つかといったら大したことないです。

そこで、当町では訓練会議が設定されていますが、当町のここに自衛隊があるということの有利な面というのは訓練会議しかないです。逆に当町にとっては、自衛隊があるということにおいて物心両面において非常に大事な存在だと思っています。本当にうかうかし

ていたら、いつの間にか移転が決まっていたというようなことになるかも知れません。

本気で何とかしようと思うのであれば、まず住民の方々に納得してもらって広げる。広げるんだったら松の木とかという話にもなると思うんで、まして応援もしてもらえる、それくらいの計画を立てて臨まなければいけないと思います。

徳島に陸上自衛隊の部隊を持ってきたいというときに高知から持ってきました。高知に今度また大きな部隊をつくるのに高台を用意しました。これ、みんなしているわけです。それで各国議員さんとかも使ってやっています。今、47都道府県で陸上自衛隊の駐屯地の唯一ないのが奈良県です。奈良県も今、一生懸命引っ張ろうとしています。やっぱり国会議員の方も動いています。ですから、もっと本格的にちゃんと考えんなかなかうまくはいかんと思います。

そこで、私の考えなんですけれども、例えば今、毎年夏によその駐屯地から水際障害の訓練に来ています。これ、宿泊はさざなみ荘でしています。そこで、和歌山駐屯地をかさ上げ、拡張して50人規模の宿泊施設を建設。自衛隊の宿泊施設は基本的に土足で動くので、バリアフリー化はしやすいと思います。そうすると、いざというときに50人規模の浸水しない福祉避難所になる可能性もあると思います。これは一例です。

これをつくるに当たって本当にうまく持っていけたら、確かに松林を切らないかんとかそういうリスクはあります、町にとって。でも、お金を払わないかんこともないかも知りませんし、自衛隊のほうでしていただけることもあると思います。損な話ではないと思います。

ですから、私みたいな者でもこういうことを考えられるんで、もうちょっとちゃんと皆さん頭をひねって、うまく引っ張ってきていただきたい、もうちょっと考えていただきたいと思うんです。町長、どう思われますか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員にお答えいたします。

私自身、今までもそうなんですけれども、ちゃんとという形の中でやってきたつもりでございます。その中で、碓井議員と差異があるようなところもあろうかと思っておりますけれども、和歌山県のほうもそうなんですけれども、防衛省の整備計画というような形の中で、知事といろんな形の協議の中で記載してもらったケースもございます。ただ、悲しいかな現時点ではそういった形が少しなくなっている状況もございます。

また、碓井議員の方がいろんな自衛隊等々について造詣が深いところもございまして、いろんな形で教えていただきながら、私自身はそれこそ確実にやっていきたいと思っておりますし、今後もそうなんですけれども、きちんとした形でやっていきたいと思っておりますので、逆に今後ともいろんな形でご支援というんですか、アドバイスということで碓井議員、よろしくお願ひしたいなと思っております。

今、碓井議員がおっしゃった保安林の拡張等々もございまして、これに関しましたらば、以前でございまして、保安林解除というような形のことになっておるような状況というこ

とは碓井議員もご承知の中で今お話もあったかと思いますが、その辺も含めた中で、今後も前向きに当然のことながら取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、改めまして碓井議員のいろんな形のご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げたいなど、このように思います。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 今の町長の大変前向きな言葉、うれしく思います。

ほんまに自衛隊のことというか、美浜町のことを考えたらいててもらわないかんものやと思います。100人規模の会社と考えると大事なことやと思うんで、前を向いてやっていきたいと思うんで、町長、またいろいろご相談に乗っていただけたらと思います。

すみません。そしたら、これで終わらせていただきます。

○議長（高野正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時五十三分散会

再開は、あす14日午前9時です。

お疲れさまでした。